

(案)

つるおかし こどもプラン

～「こどもの笑顔があふれるまち つるおか」～

(令和7年度～令和11年度)

※本計画の本文、図表・データ等は今後の作業の中で変更されることがあります。

令和7年 月

鶴岡市

はじめに



作 成 中

令和7年 月

鶴岡市長

— 目 次 —

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の目的	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	4
5 計画の対象	4
第2章 こども、子育て世代を取り巻く状況	5
1 人口や少子化の状況	5
2 子育て家庭の状況	9
3 こどもの状況	20
第3章 第二期子ども・子育て支援事業計画のふりかえり	24
1 第二期子ども・子育て支援事業計画の背景と目的	24
2 第二期計画期間における取組状況と今後の課題	25
3 こども施策を検討するための意見聴取	31
第4章 基本理念と計画の基本的な考え方	36
1 計画の基本理念	36
2 計画の目標	37
3 施策展開の視点	38
4 計画の構成（体系図）	39
第5章 基本理念の実現に向けた施策の展開	42
施策分野1 こどもの権利が尊重されている	42
施策分野2 こども・若者が過ごす多様な居場所がある	47
施策分野3 子育て世代にとって安心を支える環境がある	52
施策分野4 子育て世代の生活と仕事が調和されている	57
第6章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保の方策	62
1 教育・保育提供区域	62
2 量の見込みの推計	62
3 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容	63
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	66
5 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	81
6 放課後児童の居場所づくりの推進	83
第7章 計画の推進について	85
1 計画の推進	85
2 進捗管理	85
資料	86

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

近年、少子化の進行ならびに家族の核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子育て家庭やこどもの育ちをめぐる環境が大きく変化しています。

このような状況の下、国は、こどもの年齢や親の就労状況などに応じた多様かつ質の高い支援を実現するため、平成27年4月に「子ども・子育て支援法」を施行し、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援の取組みを総合的に推進してきました。

しかし、こうした取組みの中でも、予想を上回るスピードで少子化が進んでおり、その要因としては、結婚・出産に対する意識の変化、子育てと仕事の両立や子育てに関する負担感、経済的な不安などが指摘されています。

また、近年、児童虐待やいじめ、不登校、貧困、ヤングケアラー等といったこども自身が抱える課題や、こどもが置かれる環境により生じる課題が、社会の変化とともに複雑化しています。

このような中で、国は、令和5年4月に日本国憲法や児童の権利に関する条約^{※1}の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現を目指す「こども基本法」を施行しました。

また、令和5年12月には、こども基本法に基づき、「こども大綱」が閣議決定され、これまで別々に作成・推進されてきた「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めて、各自治体に「こども計画」を策定することの必要性を示しました。

※1 児童の権利に関する条約

世界の多くの児童が、今日なお、飢えや貧困等の困難な状況に置かれている状況に鑑み、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指し、平成元年に国連総会において採択された。日本は、平成2年に署名し、平成6年に批准している。

児童の権利に関する条約の基本的な考え方は、次の4つで表しており、こども基本法にも取り入れられている。

○4つの理念・原則

- ①人種・性・国籍・障害などにより差別されない権利（第2条）
- ②子どもの最善の利益（第3条）
- ③子どもの生きる・育つ権利（第6条）
- ④自分の意見を述べ重視される権利（意見表明権）（第12条）

2 計画策定の目的

本市では、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年に「鶴岡市子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年に「第二期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、こどもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等の円滑な実施に取り組んできました。

取組みを進める中で、子育て世代に行った各種アンケート調査等の結果によると、“子育てに関する不安感を解消する取組みの充実”や“こどもの遊び場の充実”などの対応が求められています。

また、こども・若者に行った各種調査においても、“遊び場の充実”が求められているほか、“既存の施設は大人の視点で作られている”“こどもの意見を聴く機会があると良い”など、こども施策を進める上で、当事者であるこどもの声を直接聴く重要性が求められています。

すべてのこども・若者、子育て世代が将来にわたり幸福な生活を送ることができる地域の実現に向け、本市に求められている子育てに関するニーズや課題への対応、また、こどもが抱える課題等を解消する取組みを、総合的かつ計画的に推進するため、「つるおかしこどもプラン」を策定するものです。

3 計画の位置づけ

本計画は、本市のまちづくりの基本となる「第2次鶴岡市総合計画後期基本計画」をはじめ、鶴岡市障害福祉計画など関連の分野別計画との整合、連携を図り、こども・子育てに関する総合的な計画として事業を推進します。

また、本計画と法的根拠の位置づけを次のように整理します。

- (1) こども基本法に基づく計画
- (2) 子ども・子育て支援法に基づく計画
- (3) 次世代育成支援対策推進法に基づく計画
- (4) 子ども・若者育成支援推進法に基づく計画
- (5) 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく計画

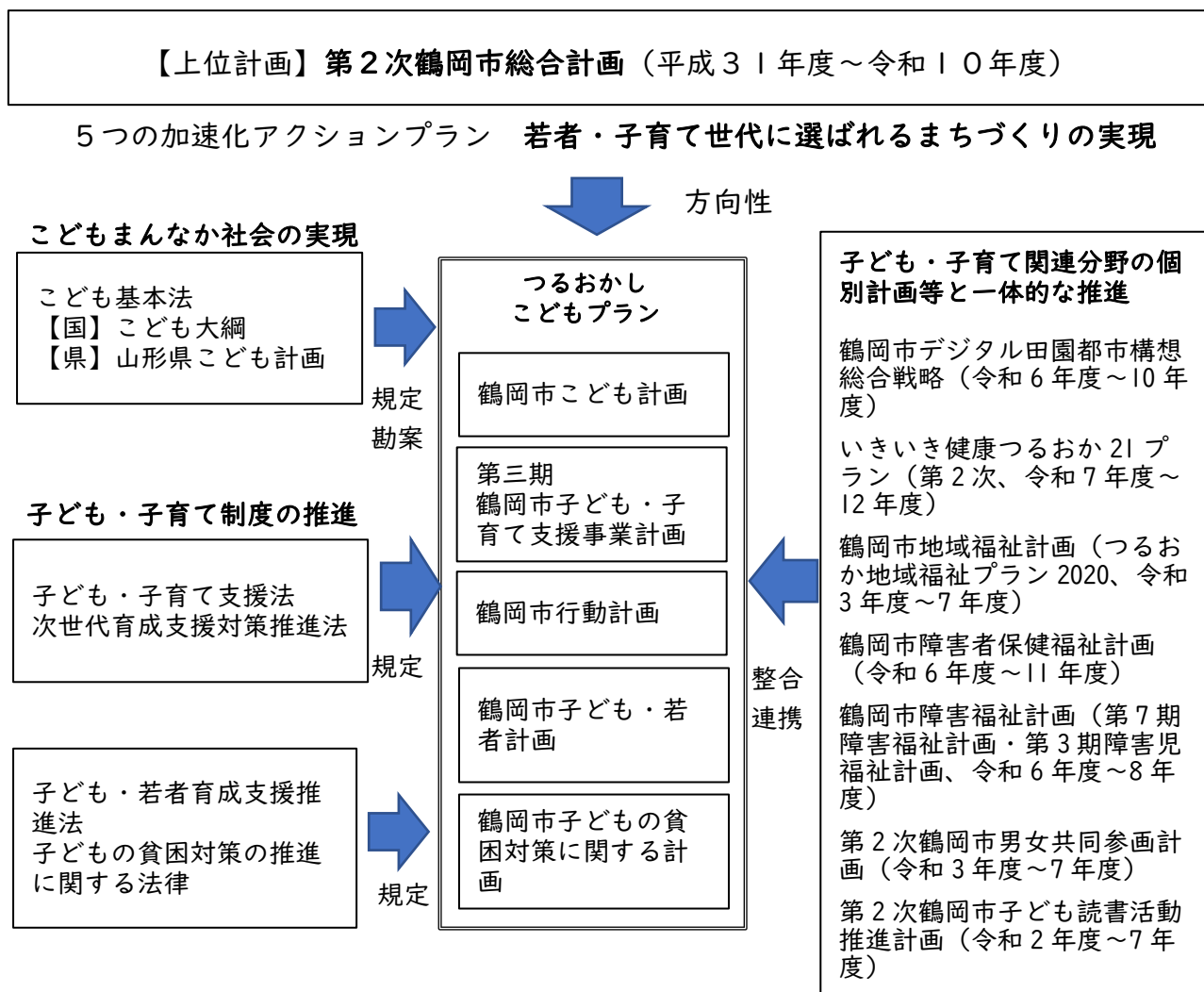


図1 計画の位置づけ

4 計画の期間

令和7年（2025年）度から令和11年（2029年）度までの5年間

5 計画の対象

こども基本法においては、こどもを「心身の発達過程にある者」と定義し、一定の年齢の上限を設けず、年齢により必要なサポートが途切れないよう、それぞれの状況に応じて支えていくこととしています。このことから、本計画の対象は次のとおりとします。

- ①主に、生まれる前から乳幼児期を経て、おおむね22歳までの青年期に至るまでの、こどもとその家庭
- ②こどもの自立支援は、おおむね39歳までを若者として対象とし、必要に応じて対象となる年齢を柔軟に対応する

注：「こども」の表記について

本計画では、こども基本法の理念を踏まえ、ひらがな表記の「こども」を使用しています。ただし、法令等に根拠がある場合や、既存の事業・組織等の固有名詞の場合は、「子ども」、「子供」と表記しています。

第2章 こども、子育て世代を取り巻く状況

1 人口や少子化の状況

(1) 人口の推移

本市の人口は昭和30年の177,859人をピークに減少し、令和2年には122,347人になりました。生産年齢人口（15～64歳）は昭和45年の67.2%をピークに令和2年には53.7%に減少しているほか、平成7年には、65歳以上の高齢人口が15歳未満の年少人口を上回り、以後その差は拡大し、少子高齢化が進行しています（図2-1）。

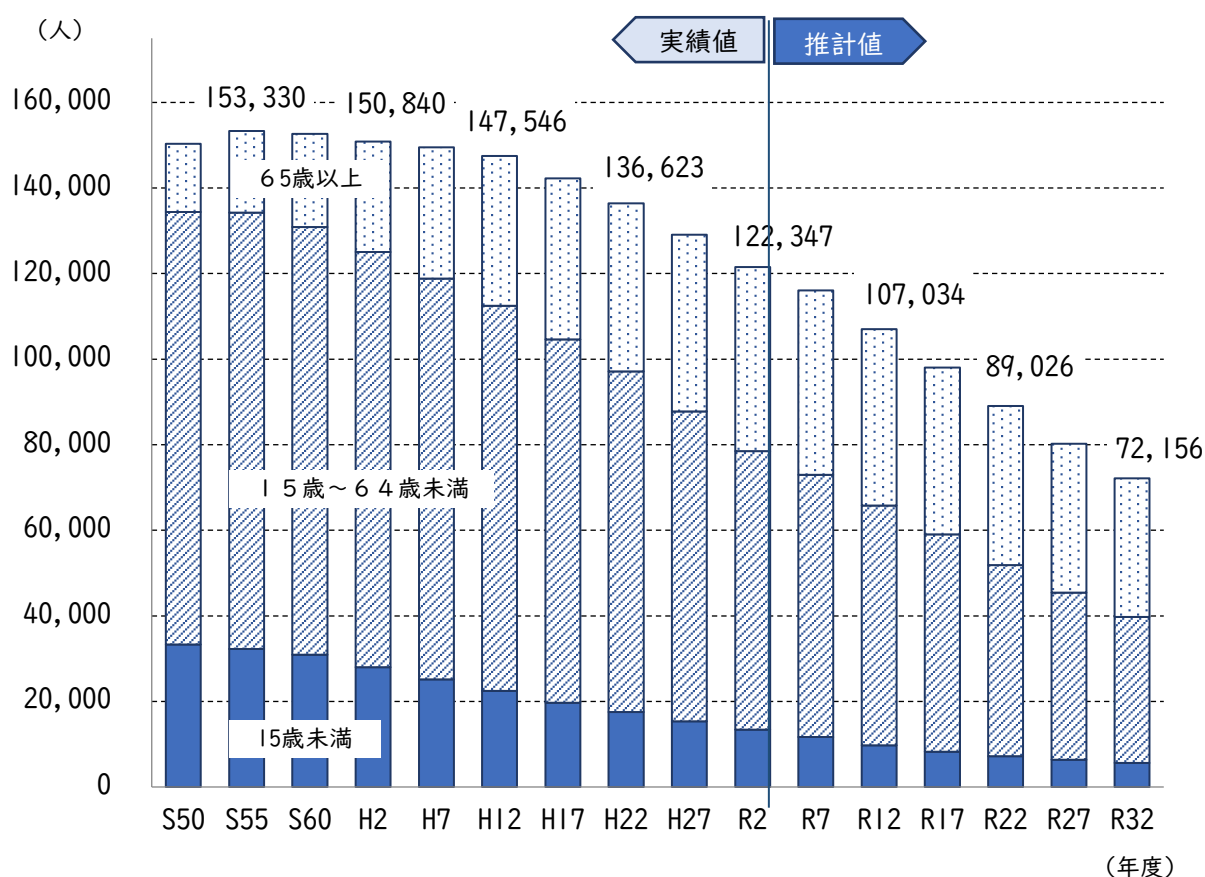


図2-1 人口の推移と推計

※出典：国勢調査。令和7年以降はコーホート変化率法により算定。

(2) こどもの人口

令和6年4月の就学前児童の人口は、第一期子ども・子育て支援事業計画策定時の平成27年4月に比べて71.3%となり、令和16年4月には55.4%まで減少すると推計されます（図2-2）。

また、小学生児童は、令和6年4月に79.8%となり、令和16年4月には55.0%

まで減少すると推計され、20年間でほぼ半減するほど、こどもの減少が著しい状況です（図2-3）。

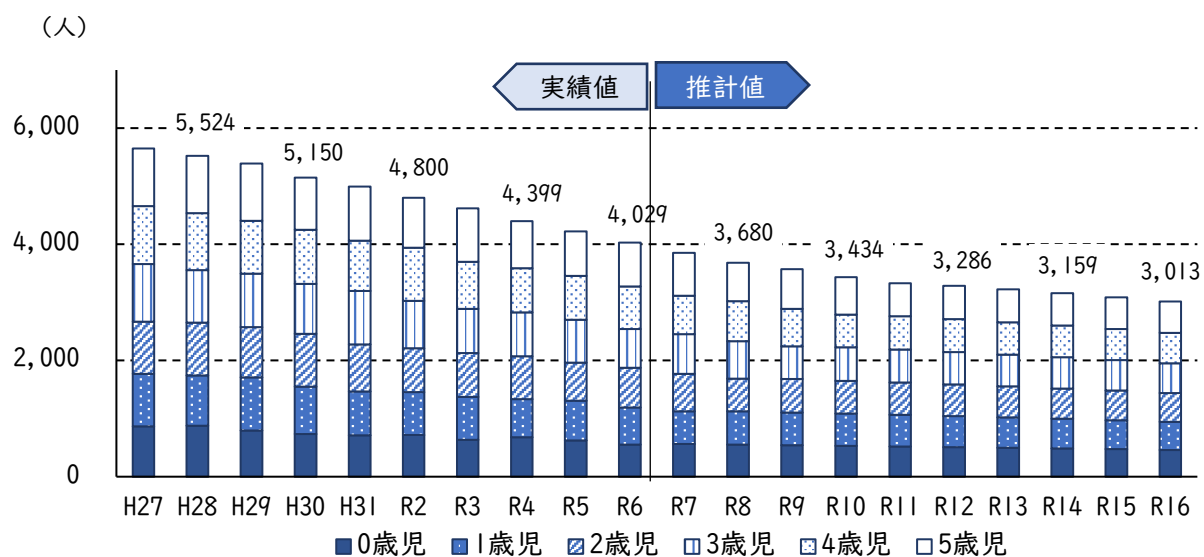


図2-2 就学前児童の人口の推移と推計

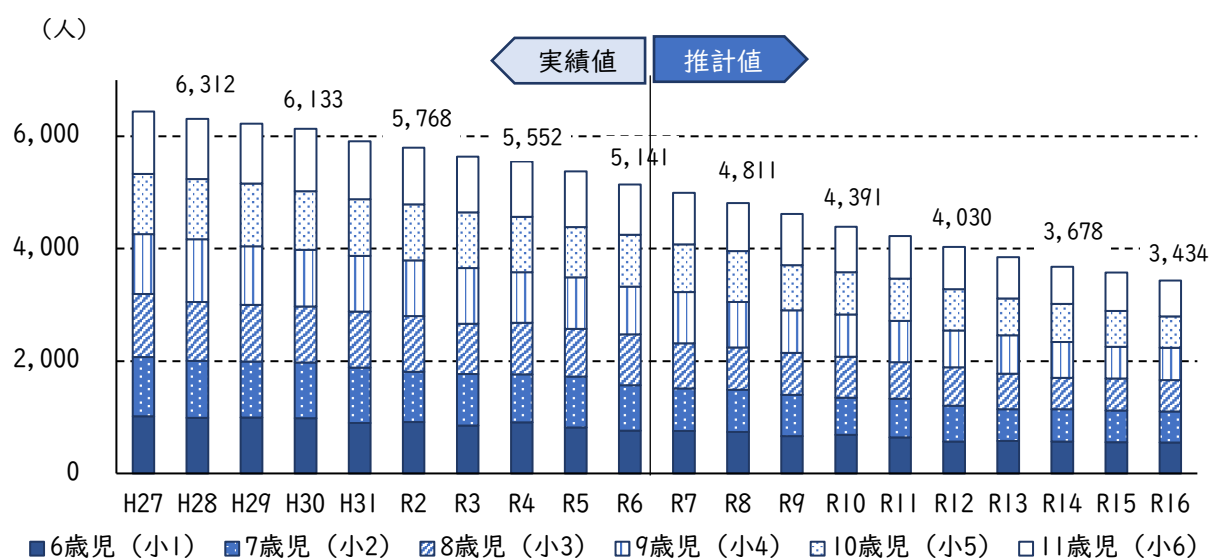


図2-3 小学生児童の人口の推移と推計

※出典：鶴岡市住民基本台帳。令和7年以降はコーホート変化率法により算定。

(3) 出生数と合計特殊出生率

本市の出生数は年々減少しており、平成27年に1,000人を切り、令和5年の数値は、平成12年の約半分となっています。また、本市の合計特殊出生率は、全国や県の合計特殊出生率を若干上回るものの、年々低下傾向にあります(図2-4)。

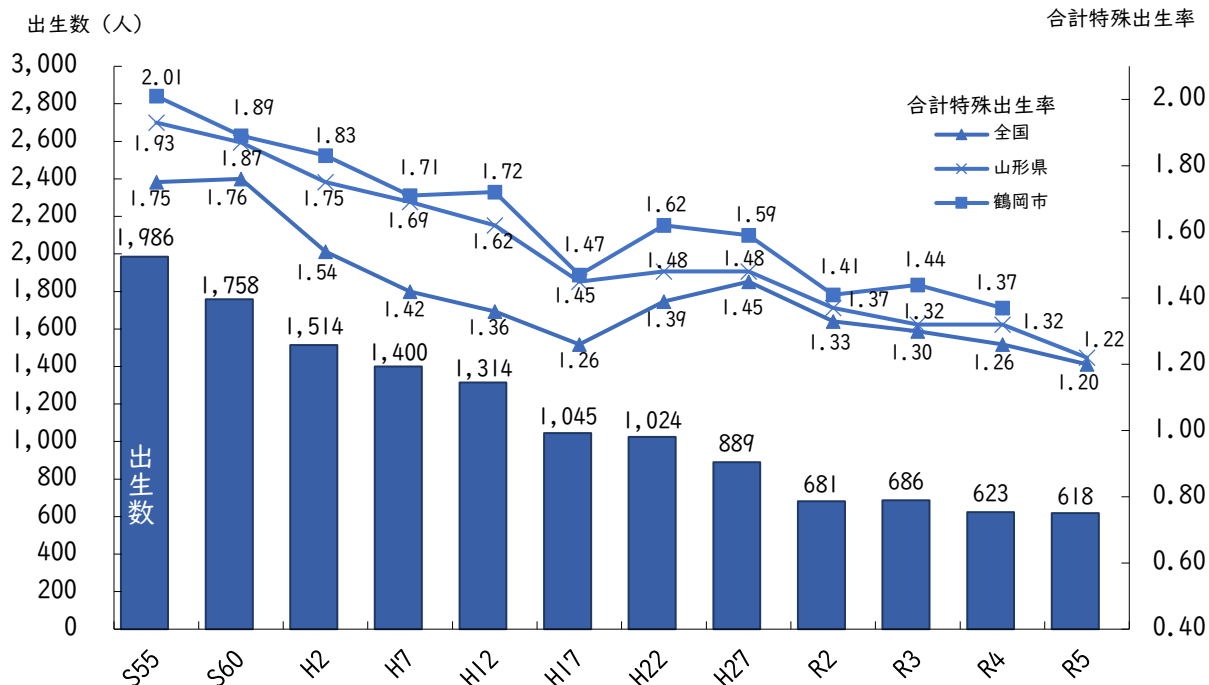


図2-4 出生数と合計特殊出生率の推移

※出典：山形県保健福祉統計年報

(4) 若者、子育て世代の人口

18歳から22歳の人口(図2-5)、23歳から49歳の人口(図2-6)は、男女ともに減少しています。男性に比べ女性の減少率が高い傾向にあります。

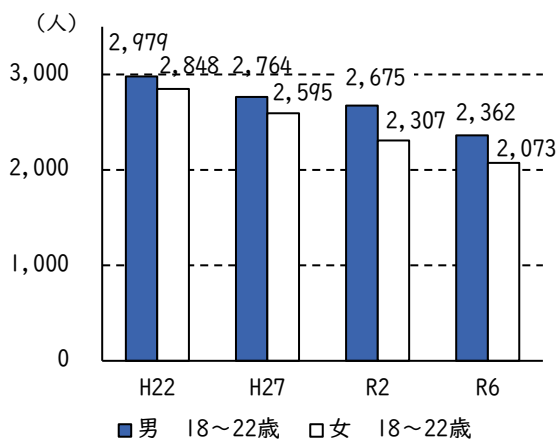


図2-5 18~22歳人口の変化

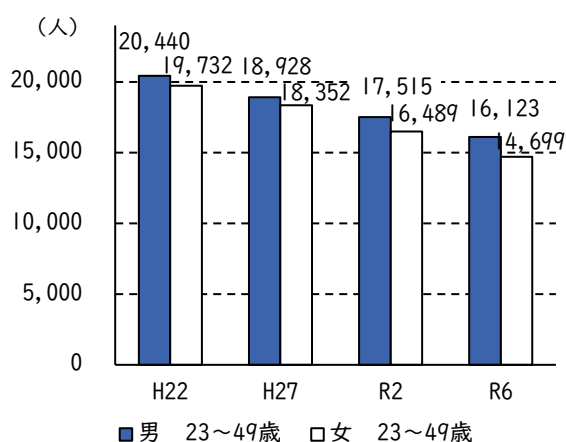


図2-6 23~49歳人口の変化

※出典：鶴岡市住民基本台帳(各年4月1日)

（５）婚姻の状況

本市の未婚率は、男女とも年々高くなる傾向にあります。令和２年の本市の未婚率は３０～３４歳の男性が４７．９％（図２－７）、女性が３２．４％（図２－８）と、全国平均とほぼ同じ傾向で、晩婚化・未婚化が進行しています。

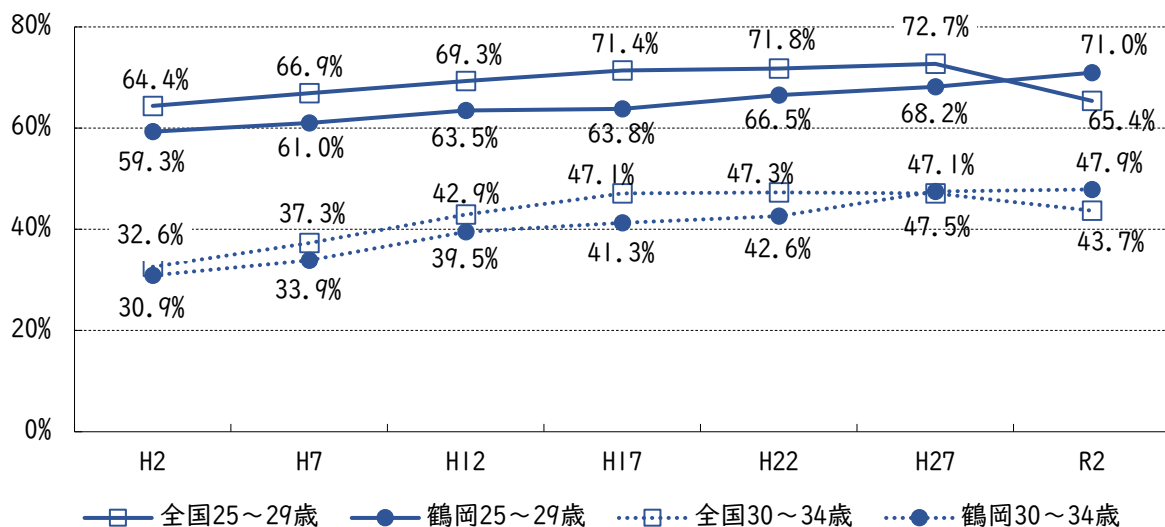


図２－７ 男性の年齢別未婚率の変化

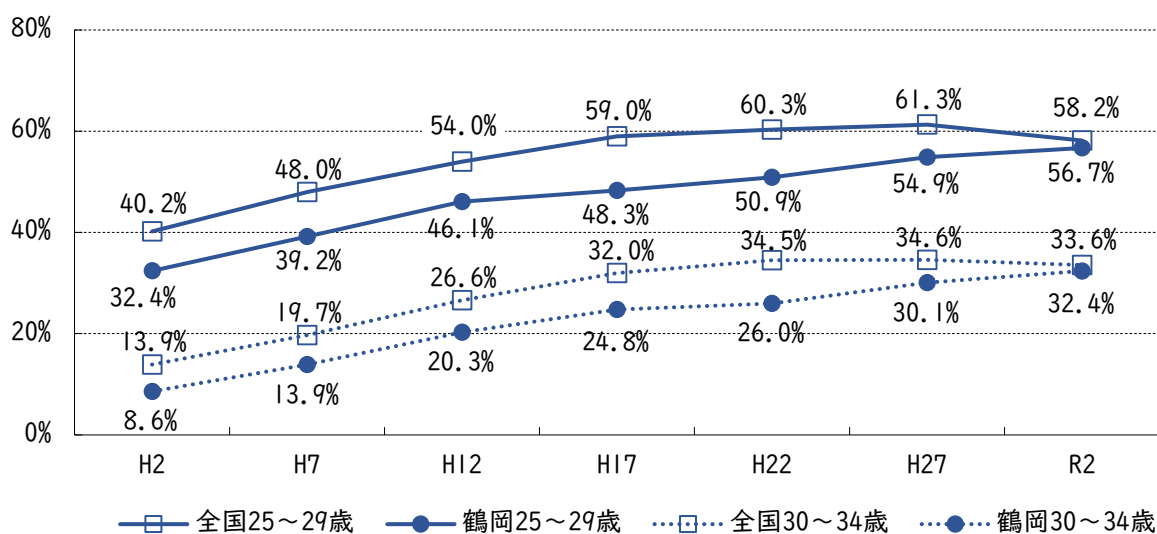


図２－８ 女性の年齢別未婚率の変化

※出典：国勢調査

2 子育て家庭の状況

(1) 世帯の状況

本市の世帯数は、一般世帯は増加傾向にあるものの、18歳未満の親族がいる世帯数は減少しています。平成2年の18歳未満の親族がいる世帯は、全世帯の45.0%でしたが、令和2年には21.0%に減少しています（図2-9）。

令和2年時点で18歳未満の親族がいる世帯のうち、54.9%が核家族となり、祖父母との同居による子育て環境から、両親と子のみの環境に大きく変化しています（図2-10）。

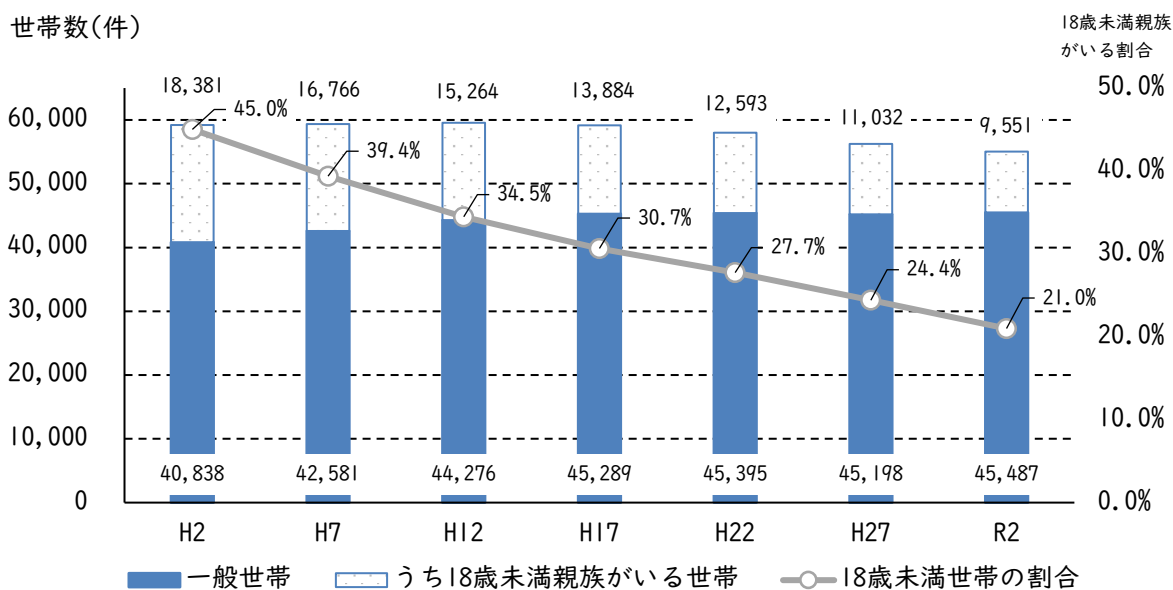


図2-9 世帯数の変化

※出典：国勢調査

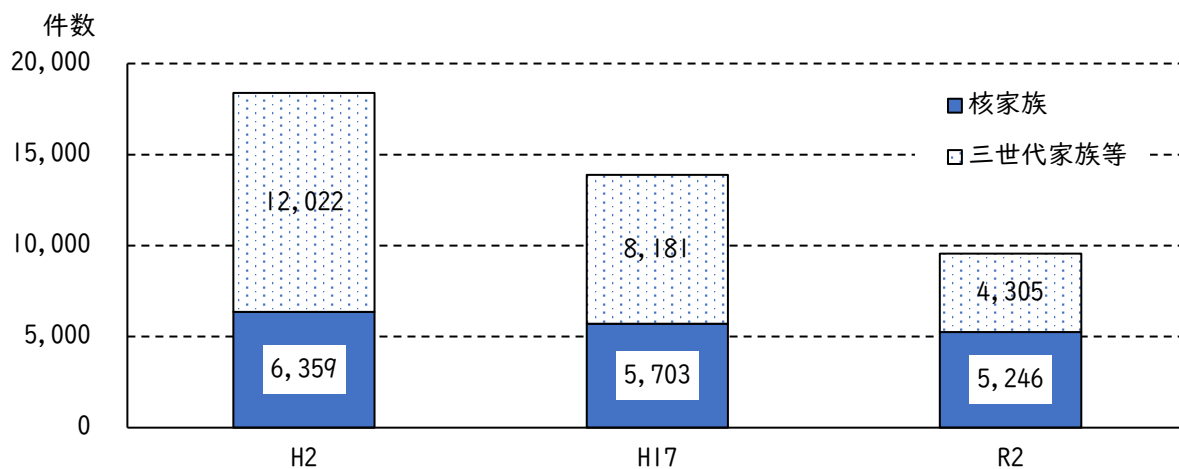


図2-10 こどものいる核家族世帯の変化

※：出典：国勢調査

(2) ひとり親世帯の状況

母子家庭や父子家庭といった「ひとり親家庭」の親は、近年、横ばいで推移しています（表 2－1）。

表 2－1 一般世帯数とひとり親世帯数の変化

	鶴岡市			山形県		
	H22	H27	R2	H22	H27	R2
一般世帯数	45,395	45,198	45,487	387,682	392,288	396,792
母子世帯数	665	615	448	5,034	5,265	4,450
割合	1.46%	1.36%	0.98%	1.30%	1.34%	1.12%
父子世帯数	65	72	50	508	547	482
割合	0.14%	0.16%	0.11%	0.13%	0.14%	0.12%

(3) 父母の就労状況

父母ともにフルタイム就労をしている家庭の割合が増加しています。また、専業主婦（夫）の割合が減少し、両親共働きの家庭が増加しています（図 2－11）。

一方、父母ともに週間の就労日数は 6 日間以上が減少し 5 日間が増加しています（図 2－12）。

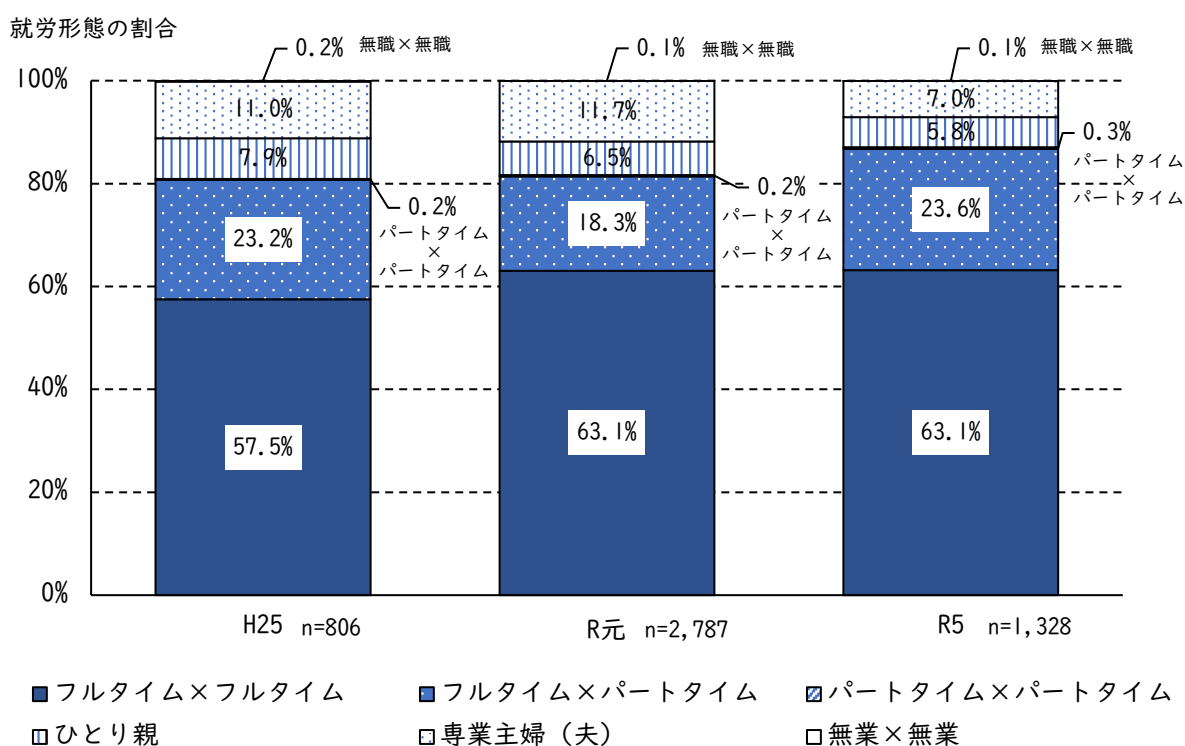


図 2－11 父母の就労状況の変化

※出典：子ども・子育てに関するニーズ調査

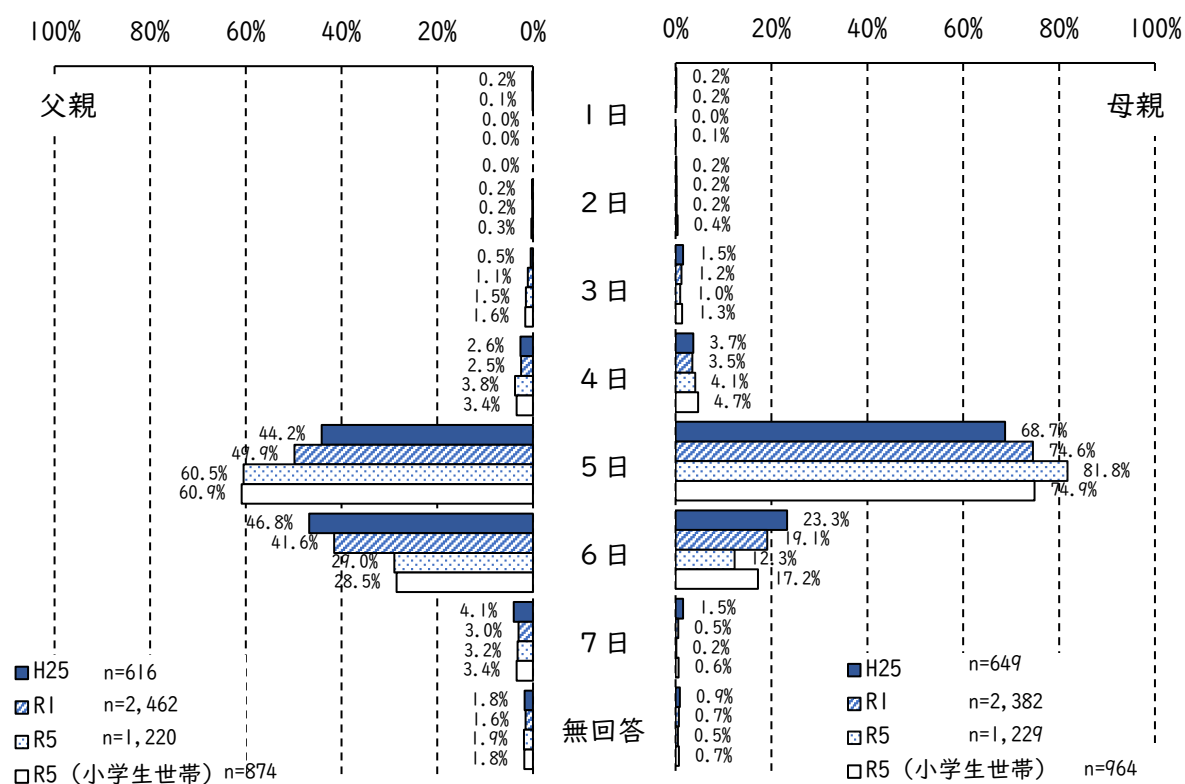


図 2 - 1 2 週間の就労日数の変化

※出典：子ども・子育てに関するニーズ調査

(4) 休日、夜間の就労状況

父親の約 7 割、母親の約 6 割が月 1 日以上の土曜日勤務（図 2 - 1 3）をしており、日曜・祝日の勤務は父親が約 5 割、母親が約 3 割です（図 2 - 1 4）。

夜間勤務は、父親が約 2 割、母親が約 1 割となっています（図 2 - 1 5）。

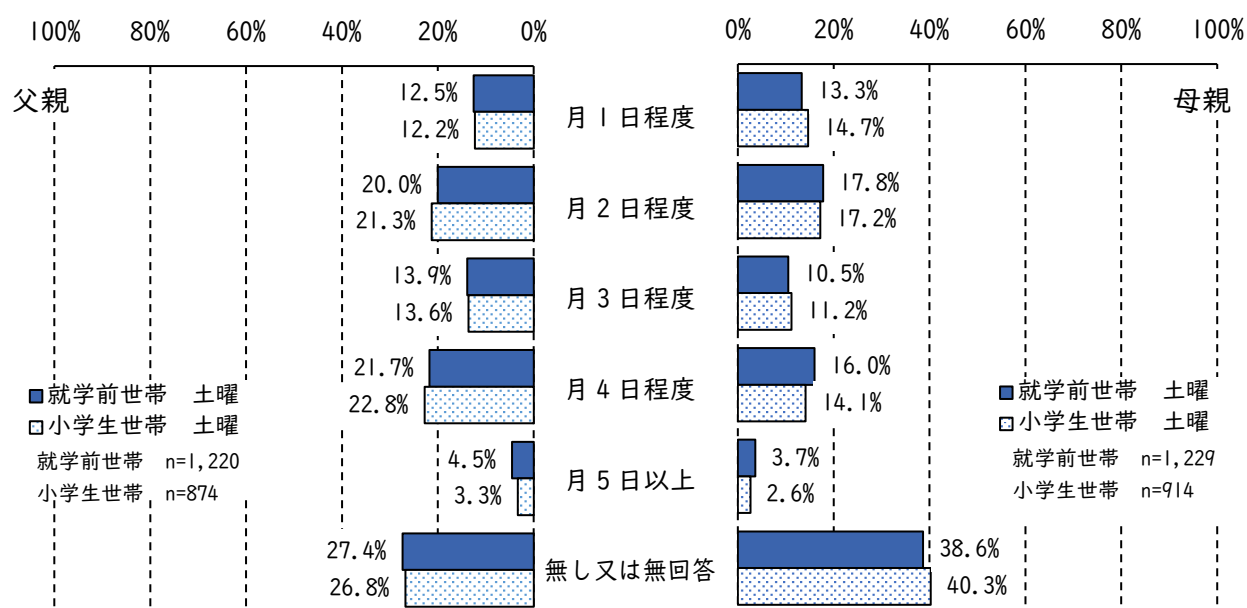


図 2 - 1 3 保護者の土曜日の勤務日数

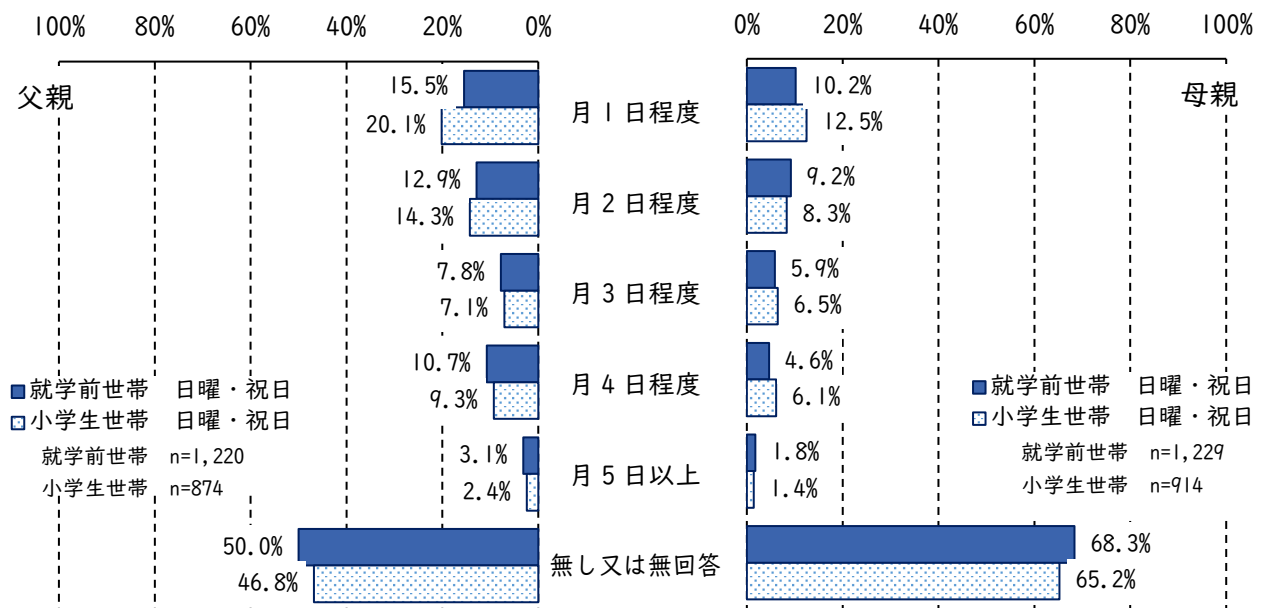


図 2 - 1 4 保護者の日曜日・祝日の勤務日数

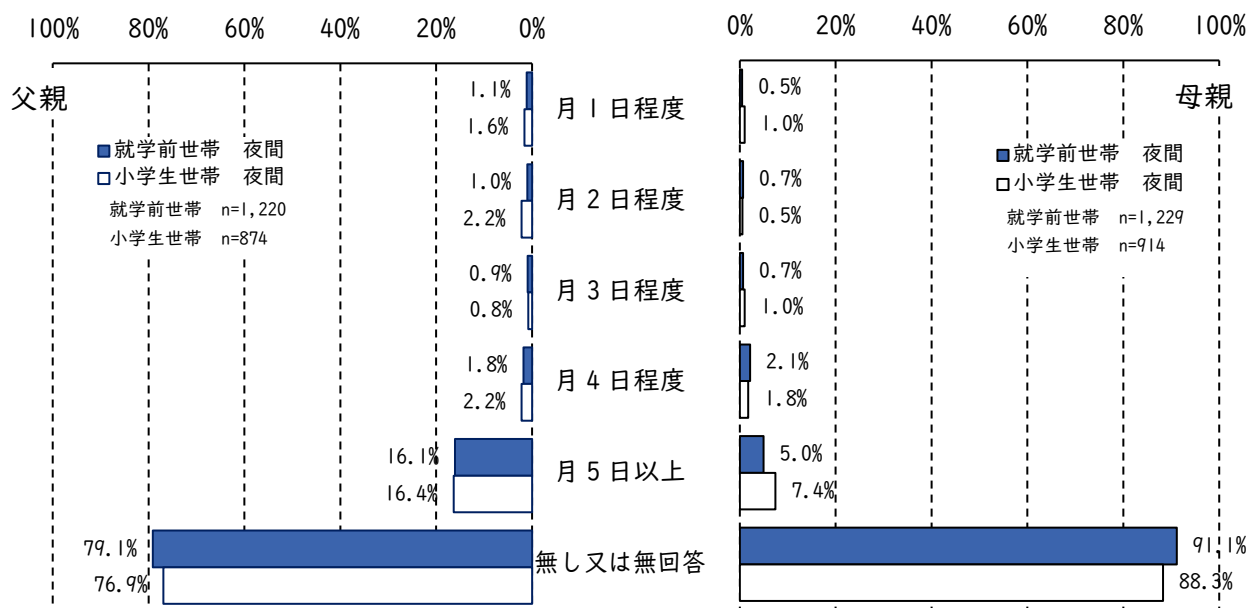


図 2 - 1 5 保護者の夜間勤務の日数

※出典：子ども・子育てに関するニーズ調査

(5) 育児休業の状況

育児休業を取得した人は、父親・母親ともに増加しています（図 2 - 1 6）。

「働いていなかった」と回答した母親は減少しており、母親が就労し育児休業を取得する割合が増加しています。

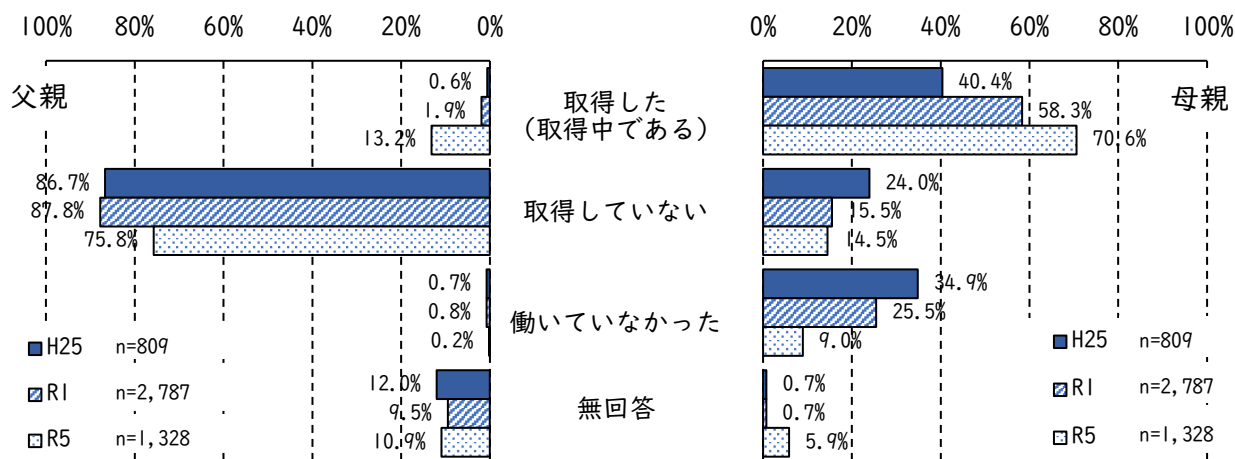


図 2 - 1 6 育児休業の取得状況

※出典：子ども・子育てに関するニーズ調査

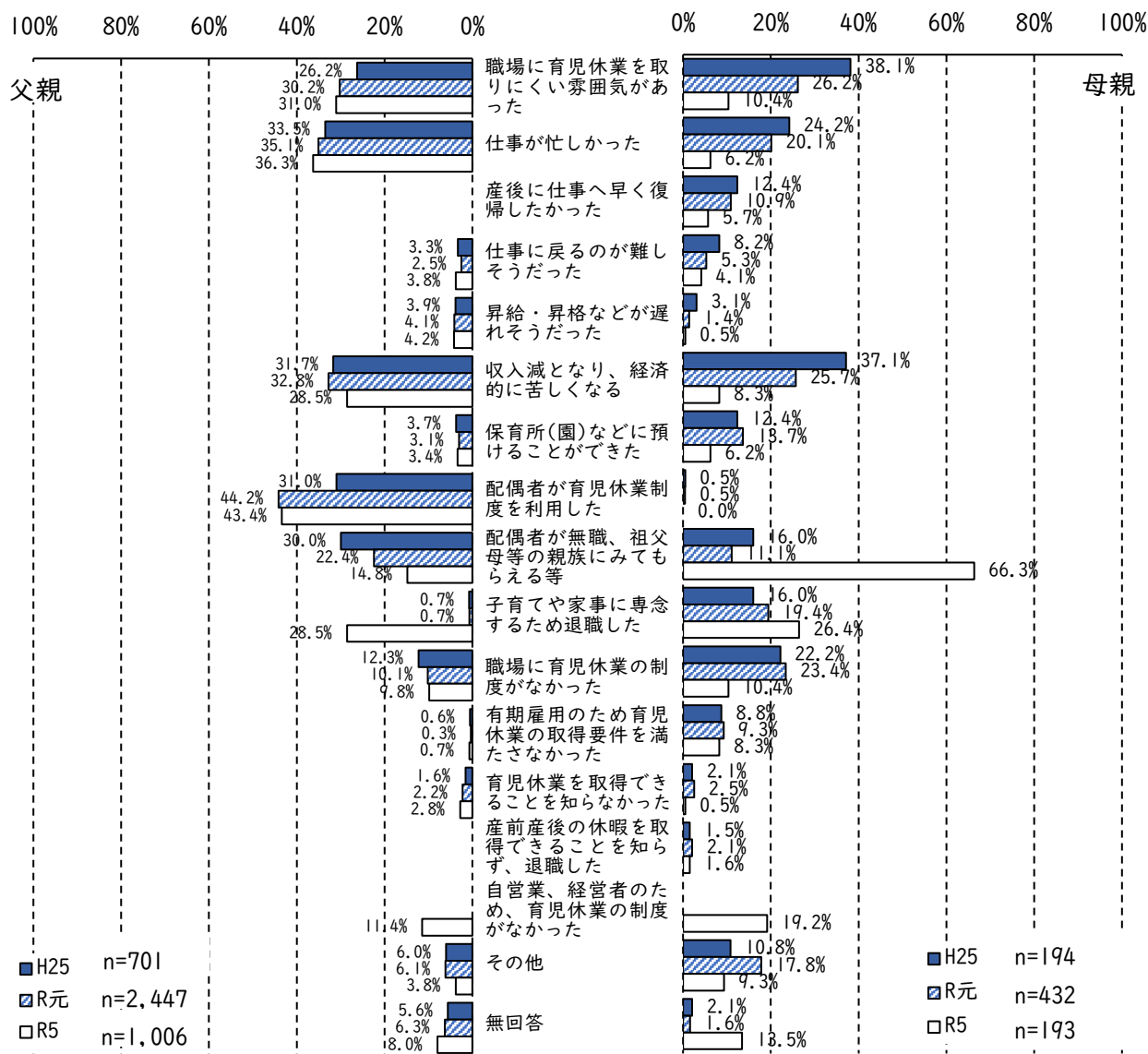


図 2 - 1 7 育児休業を取得しなかった理由

※出典：子ども・子育てに関するニーズ調査

（６）子育ての悩み

こどもの病気等に関する悩みについて、就学前世帯は“食生活”が最も多く、小学生世帯は“心”について最も多い回答でした（図２－１８）。

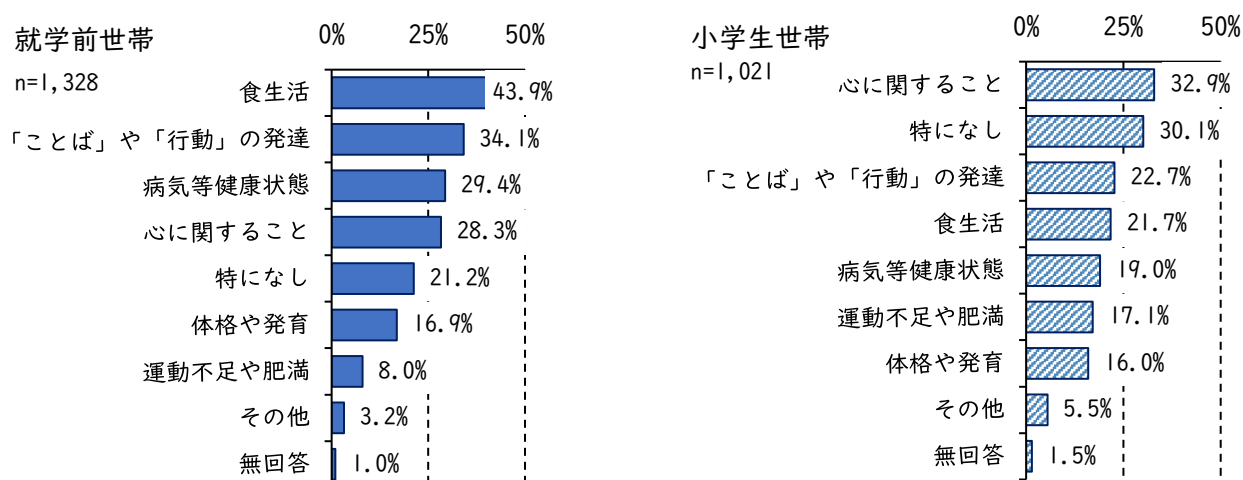


図２－１８ こどもの病気等で日常悩んでいることや気になること

※出典：子ども・子育てに関するニーズ調査

こどもの病気以外の子育ての悩みについては、就学前のほとんどの世帯で“家族が子育てに協力してくれない”と回答しています（図２－１９）。

“子どもの教育”“子どものしつけ”“子どもの遊ぶ場所が少ない”“子育ての経済的負担”の悩みは就学前、小学生世帯ともに高い回答割合となっています（図２－２０）。

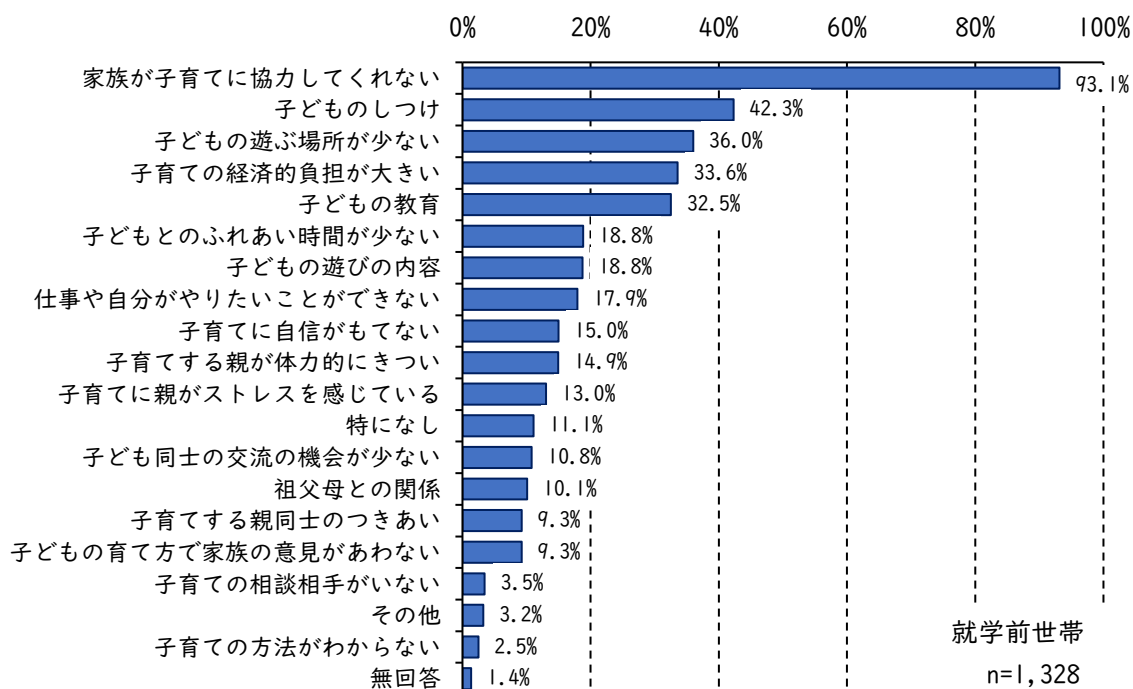


図２－１９ こどもの病気等以外で日常悩んでいることや気になること（就学前）

※出典：子ども・子育てに関するニーズ調査

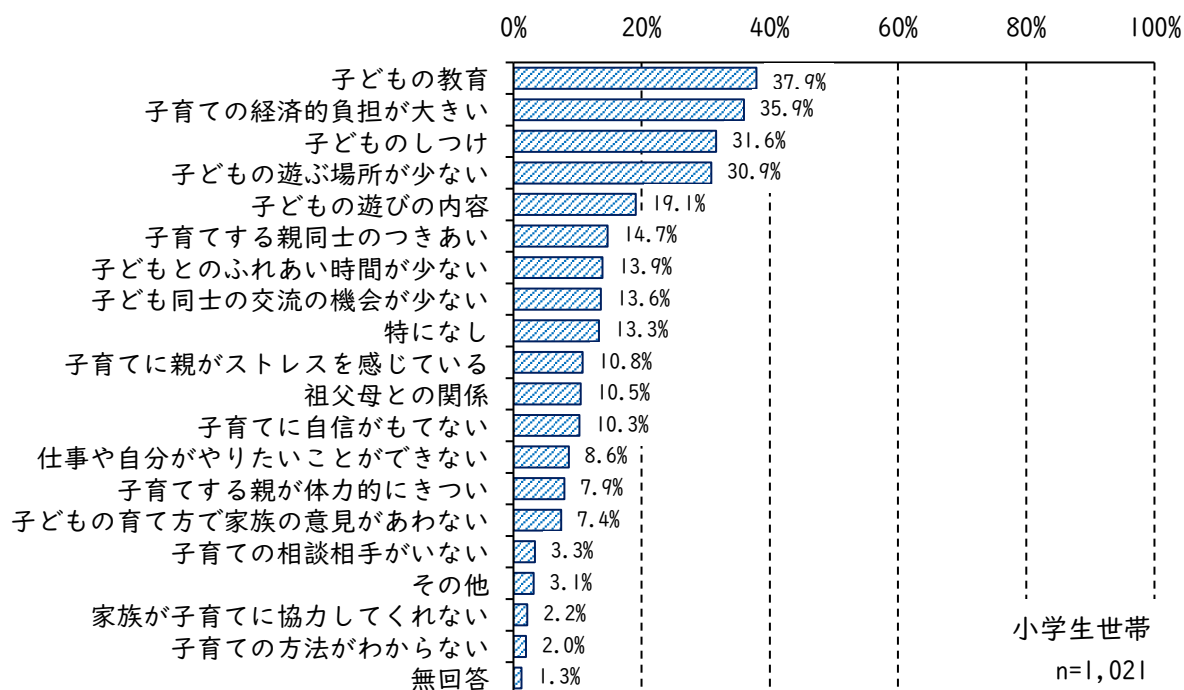


図 2-20 こどもの病気等以外で日常悩んでいることや気になること（小学生）

（7）子育ての相談先

子育てについての悩み等を気軽に相談できる人や場所について、“いる”または“ある”と回答した就学前、小学生世帯ともに、「祖父母等の親族」「友人や知人」「職場の人」が多くなっています（図 2-21、図 2-22）。就学前の世帯は、“保育園の先生”の回答が多くなっています。

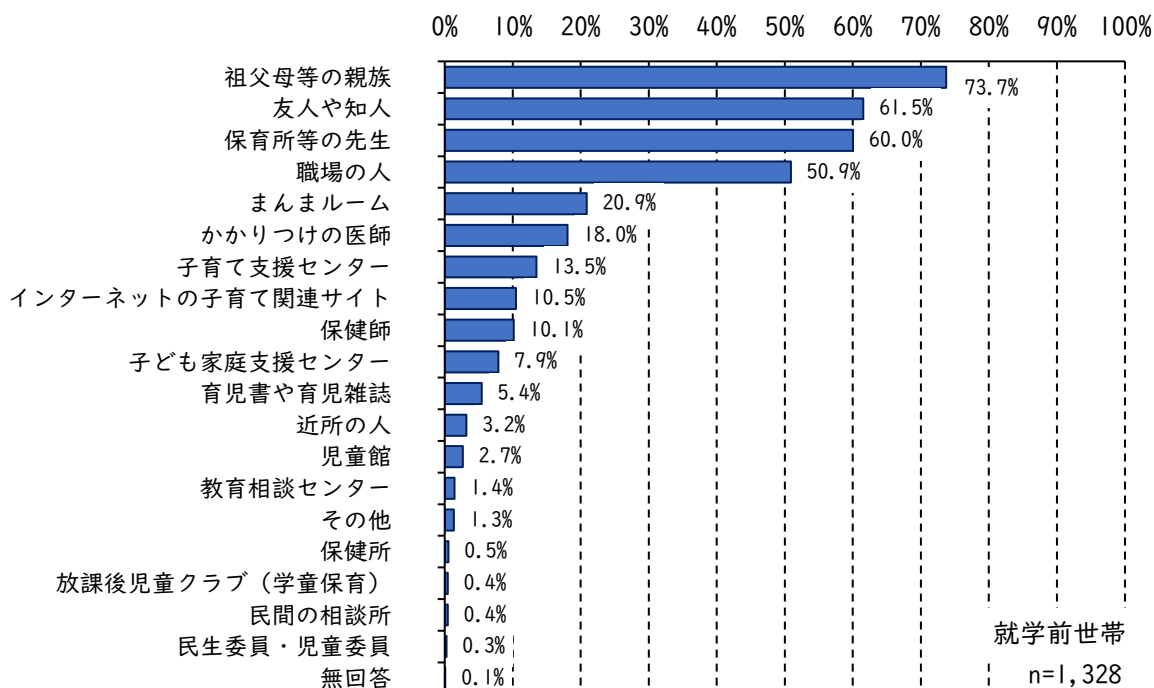


図 2-21 子育てについて気軽に相談できる人や場所（就学前）

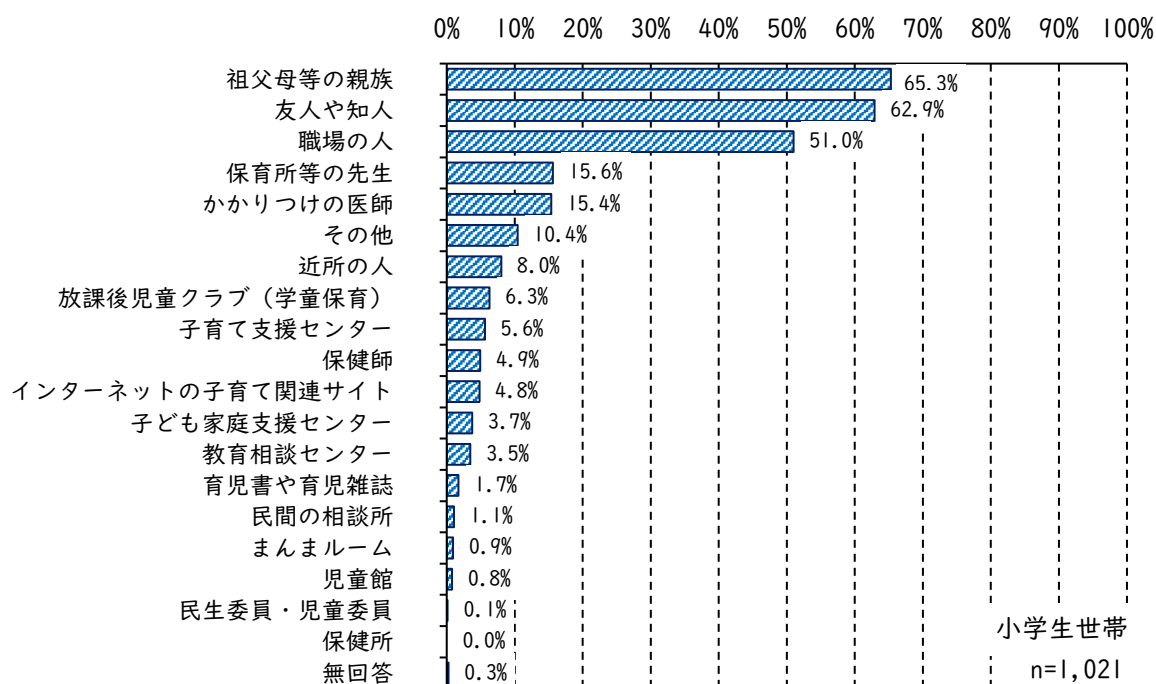


図 2-22 子育てについて気軽に相談できる人や場所（小学生）

※出典：子ども・子育てに関するニーズ調査

（8）こどもの病気時の対応

就学前の児童がいる世帯において、病気やケガで教育・保育施設を利用できなかった場合、令和5年度の“母親が仕事を休んだ” “父親が仕事を休んだ”と回答した割合が、平成25年度に比べともに増加しています（図2-23）。

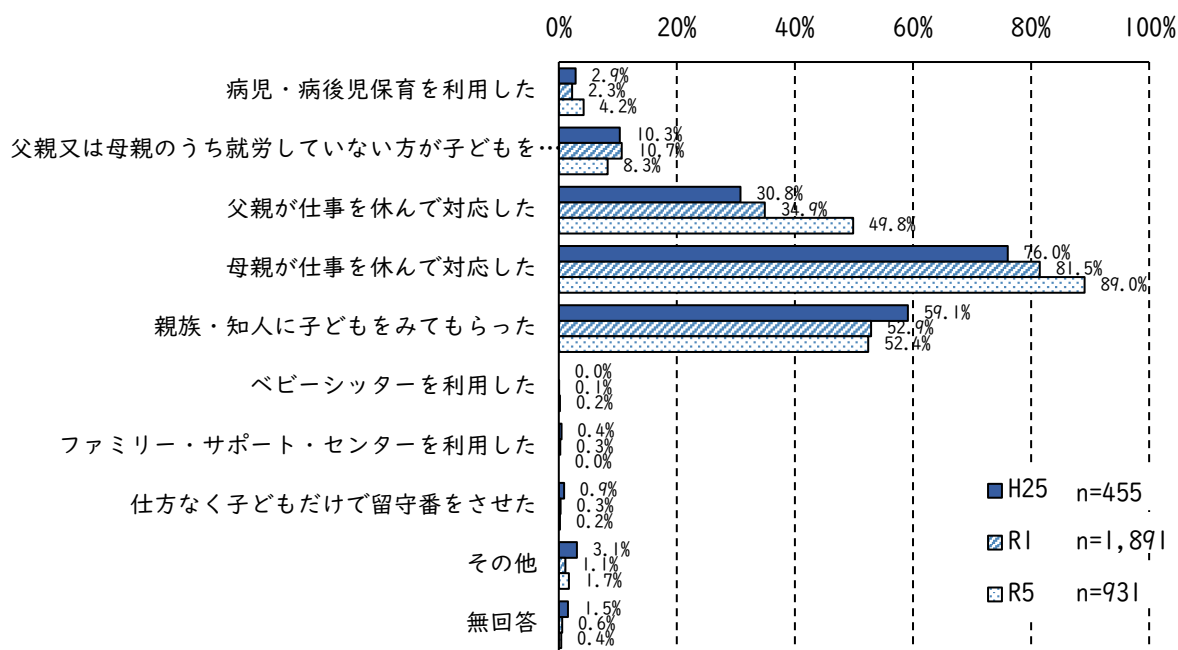


図 2-23 こどもが病気で施設利用ができなかった場合の対応

※出典：子ども・子育てに関するニーズ調査

病児・病後児のための保育施設等の利用希望について、“利用したいと思う”が令和元年調査で減少しましたが、令和5年調査では、平成25年度と同程度の37.0%となっています（図2-24）。

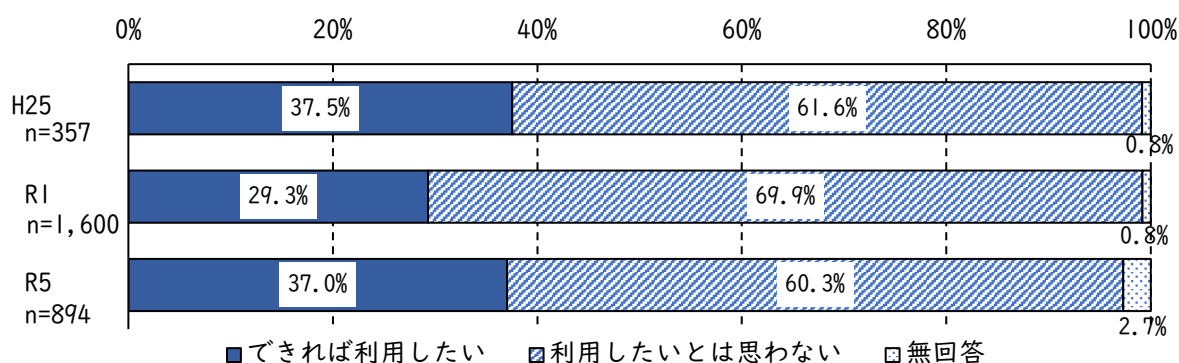


図2-24 病児・病後児のための保育施設等の利用希望

※出典：子ども・子育てに関するニーズ調査

就学前の世帯が、病児・病後児のための保育施設等を“利用したいとは思わない”と回答した理由は、“親が仕事を休んで対応するため”が最も多く、次いで“祖父母等にこどもをみてもらうため”が多くなっています（図2-25）。

“利用方法がわからないため”“利用料金がかかる・高いため”“場所や時間などが利用しにくい”の回答割合も多くなっています。

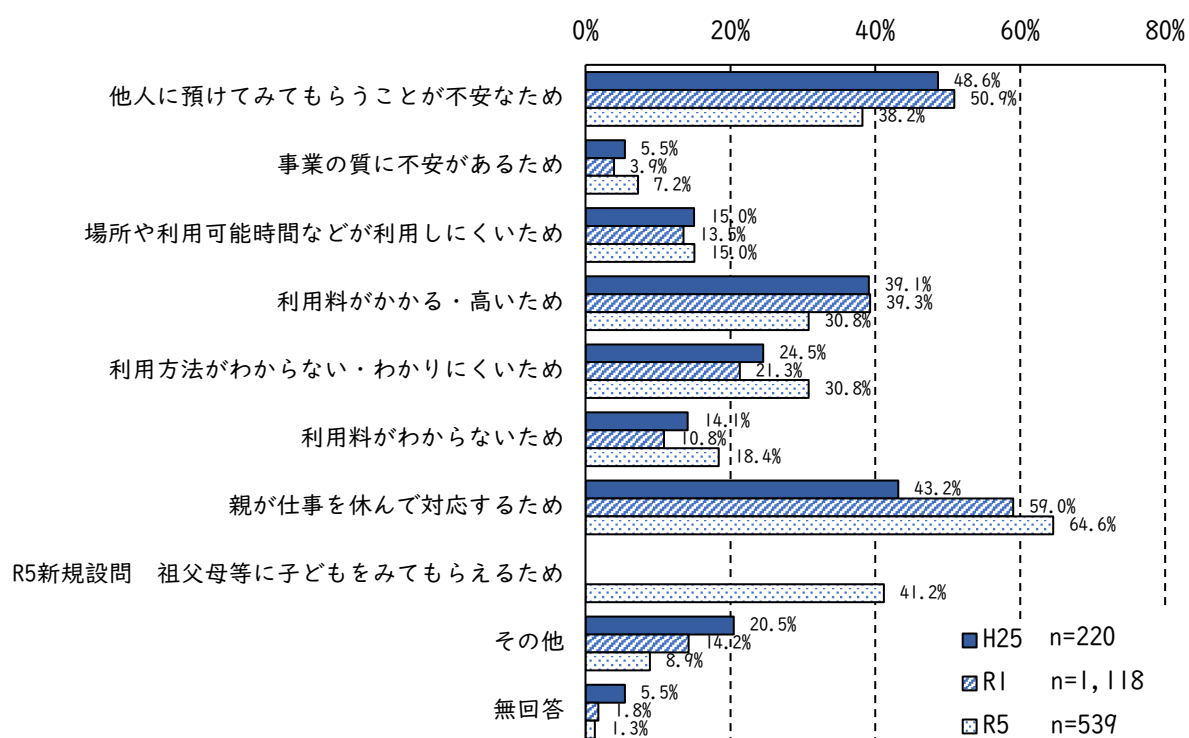


図2-25 病児・病後児のための保育施設等を利用しない理由

※出典：子ども・子育てに関するニーズ調査

(9) こどもの“食”について

こどもの食生活で不安に思っていることは、就学前の世帯は“栄養のバランス”が最も多く、次いで“食事のマナー”となっています（図2-26）。

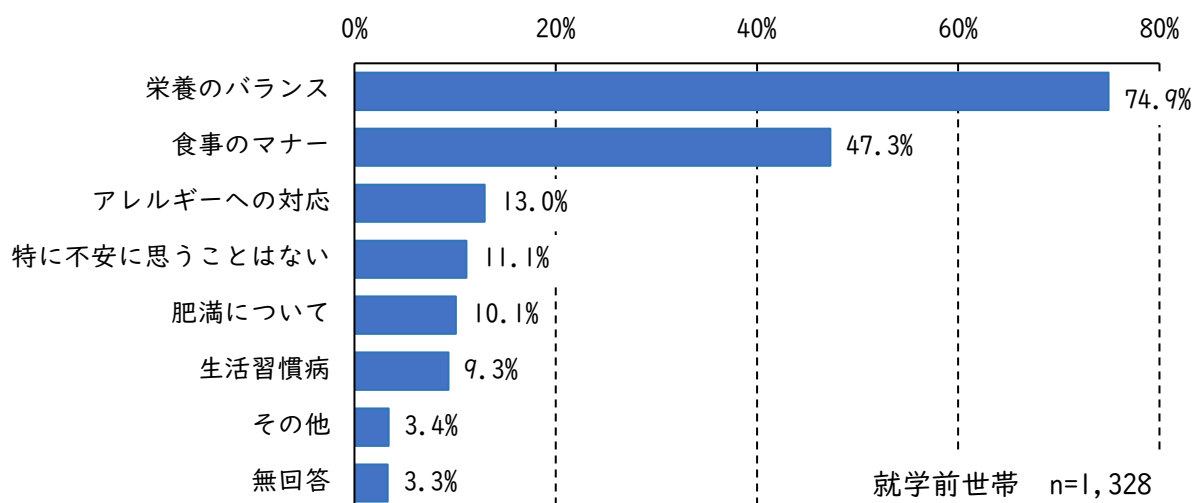


図2-26 こどもの食生活で不安に思っていること（就学前世帯）

※出典：子ども・子育てに関するニーズ調査

小学生の世帯も就学前の世帯と同様に“栄養のバランス”が最も多く、次いで“食事のマナー”となっています（図2-27）。

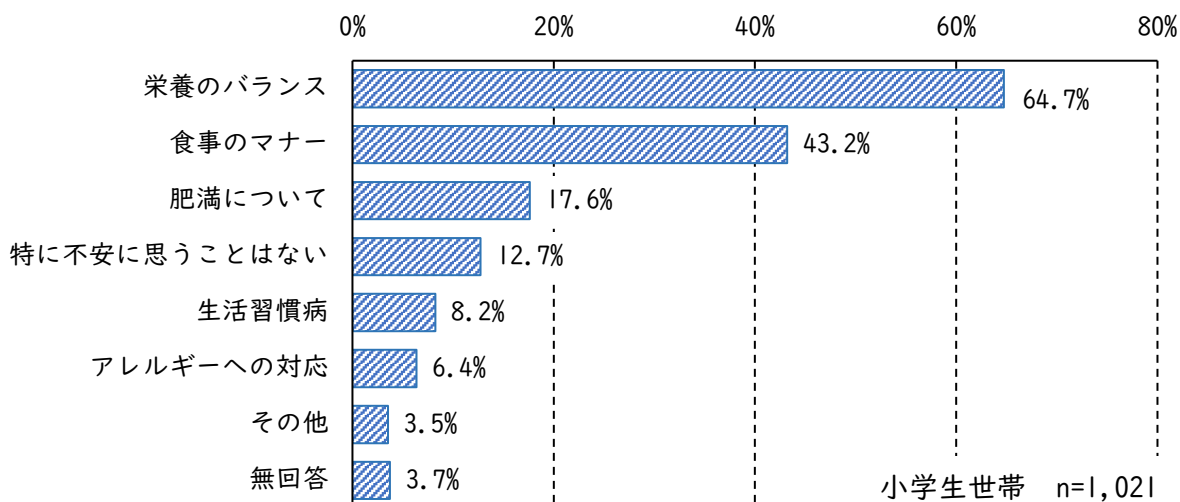


図2-27 こどもの食生活で不安に思っていること（小学生世帯）

※出典：子ども・子育てに関するニーズ調査

朝食は、就学前、小学生の児童ともに、約9割がほぼ毎日食べています（図2-28）。朝食をこどもだけで食べる世帯は、就学前で約2割、小学生で約3割となっています（図2-29）。

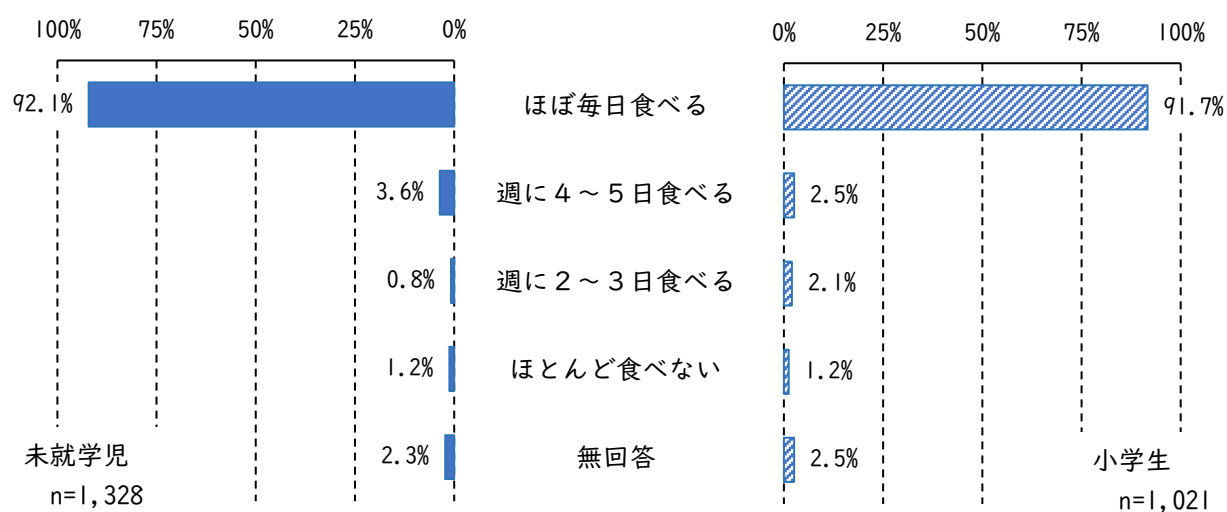


図2-28 こどもの朝食

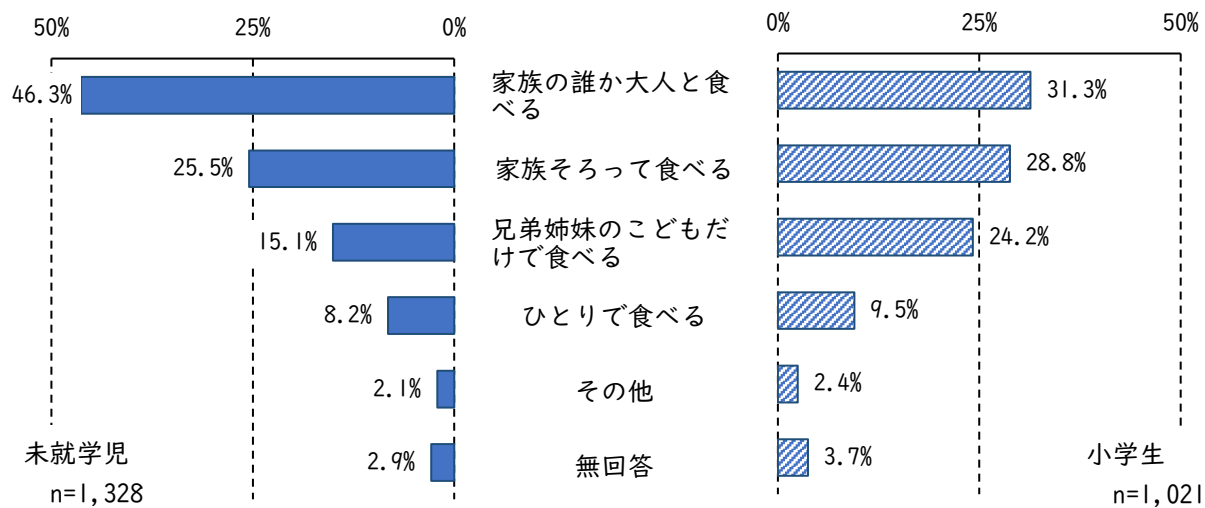


図2-29 朝食を誰と食べているか

※出典：子ども・子育てに関するニーズ調査

3 こどもの状況

(1) 就学前児童の教育・保育事業の利用

就学前の児童数は年々減少していますが、保育所等の施設利用者は増加し、家庭保育の児童は減少しています（図2-30）。

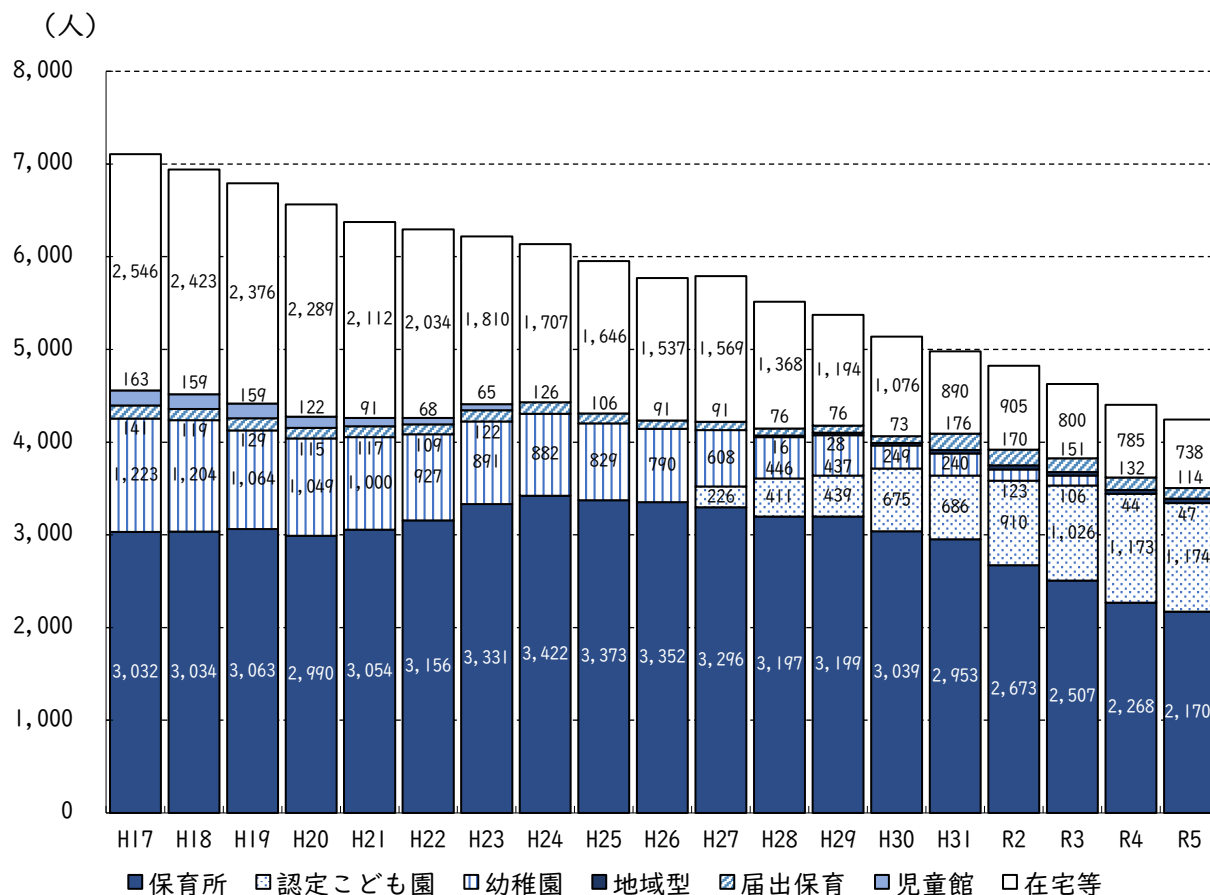


図2-30 就学前児童の保育状況の推移

※出典：子育て推進課

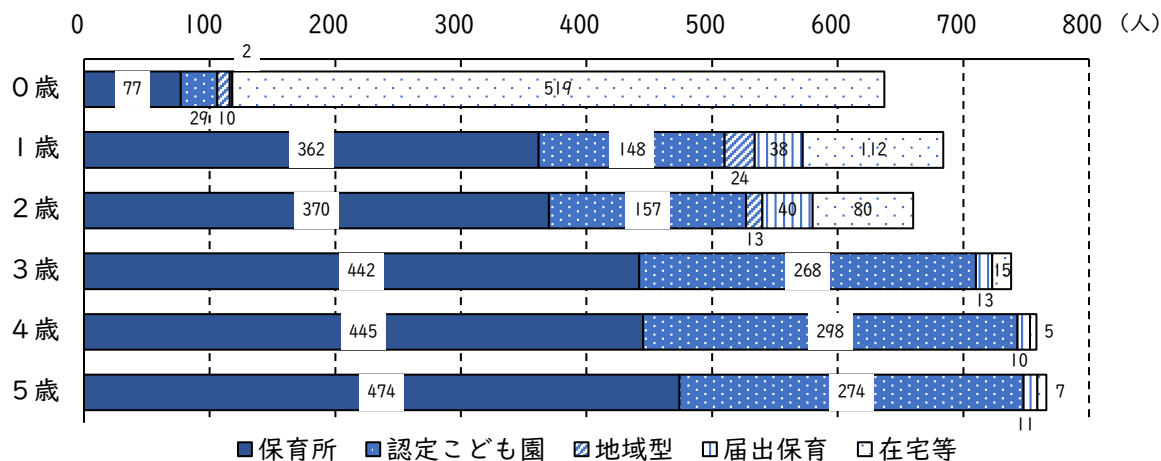


図2-31 令和5年度年齢別保育状況

※資料：子育て推進課

（２）放課後児童クラブの状況

放課後や長期休暇等の日中、保護者がいない家庭の小学生を預かる放課後児童クラブは、設置数（支援単位数）、登録児童数ともに増加傾向にあります（図２－３２）。

市街地の低学年が最も利用率が高く５６．１％、全市の全学年でも３７．８％となっています（図２－３３）。

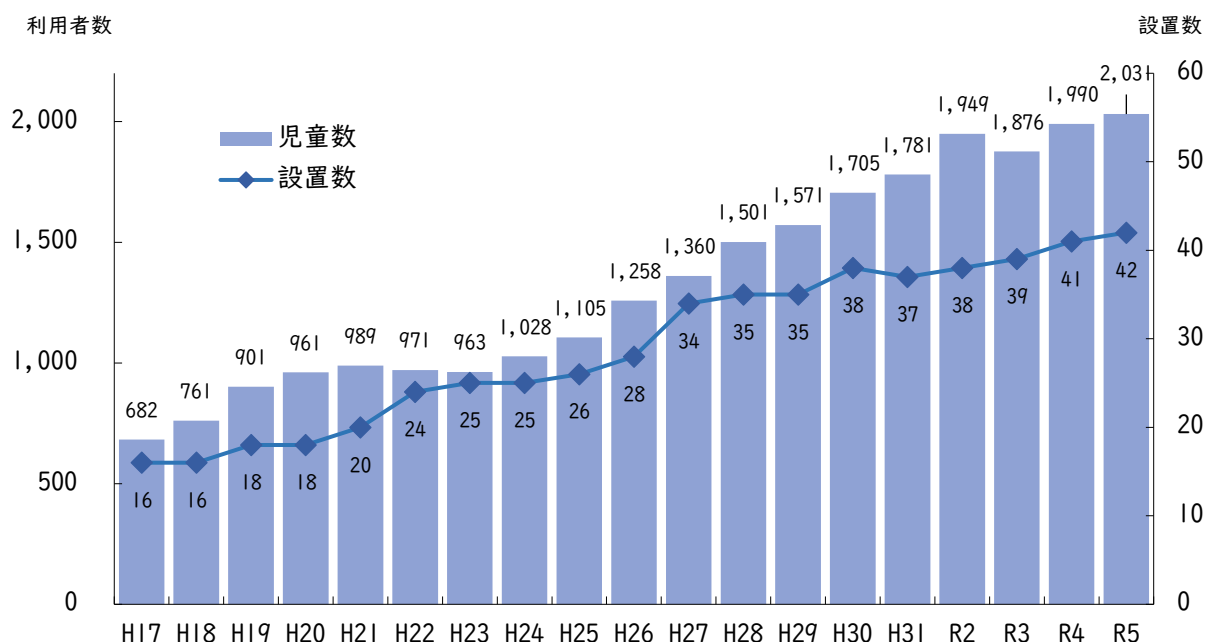


図２－３２ 放課後児童クラブ数と登録児童数の推移（設置数は、H27以降は支援単位数）

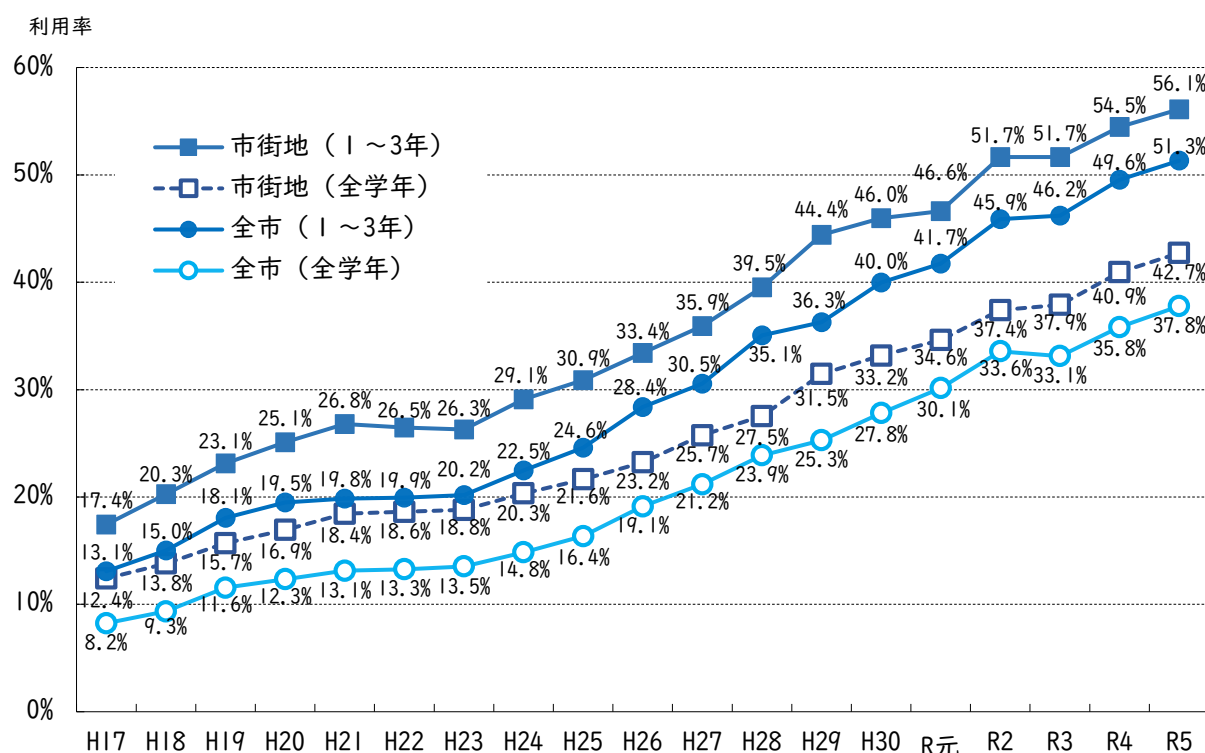


図２－３３ 放課後児童クラブの利用率の推移

※資料：子育て推進課

(3) 障害のあるこどもの状況

●障害のある18歳未満の手帳（※）所持者数

※手帳：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の総数

障害のある18歳未満の手帳の交付率は、近年は横ばい傾向となっておりましたが、令和5年に1.7%に増加しています（表2-2）。

表2-2 障害のある18歳未満の手帳所持者数の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
交付数	371	272	290	253	230	264	245	245	264
交付率※	1.9%	1.4%	1.5%	1.4%	1.3%	1.5%	1.5%	1.5%	1.7%

※交付率 18歳未満の人口（住民基本台帳（各年4月1日時点））に対する交付割合

●保育所等を利用する障害児の状況

乳幼児の障害等の診断のあるこどもの数は、ほぼ横ばいとなっています（表2-3）。

一方で、発達の遅れ等はみられるものの診断基準をみたさないこどもや、医療機関を未受診のために診断をうけていないこどももいますが、診断の有無に関わらず発達等の課題が認められるこどもについては、状況に応じ、個別の支援を行っています。

表2-3 保育所等施設を利用している障害児数

	障害児※1	気になる子※2	合 計
R3	37 人	26 人	63 人
R4	43 人	25 人	68 人
R5	45 人	18 人	63 人

※1 児童相談所の判定書、医師の診断書、療育手帳、身体障害者手帳及び特別児童扶養手当受給証明書等に基づき、心身の障がいの程度又はそれと同等の心身障がいの程度を有すると認められる児童。

※2 発達に遅れや偏りがあり、生活の中で特性に応じた支援が必要な児童をカウントしている。

※資料：子育て推進課

(4) 児童虐待の状況

社会的な関心が高くなっている児童虐待の認定件数は、近年、山形県は増加傾向にあります。本市の令和5年度の児童虐待認定件数は38件となっています（図2-34）。

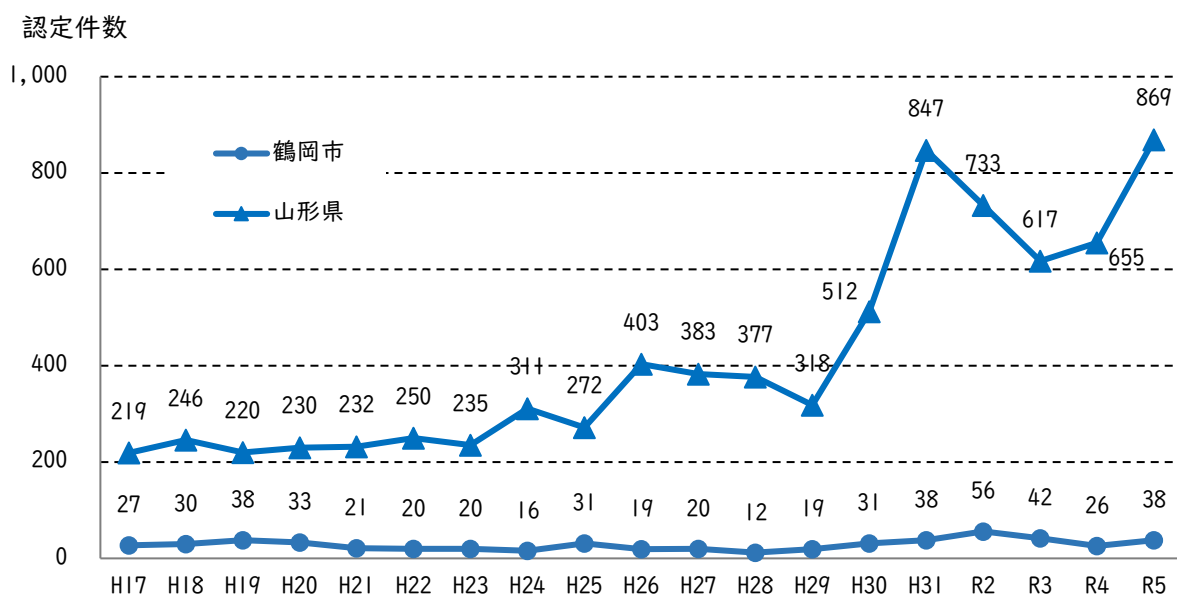


図2-34 児童虐待件数の変化

(5) 児童の不登校の状況

本市の令和5年のいじめ認知件数は、小学生が全児童数の23.8%、中学生が9.0%となっています。不登校の児童数は年々増加しており、令和5年は小学生が全児童数の5.6%、中学生が1.4%となっています（図2-35）。

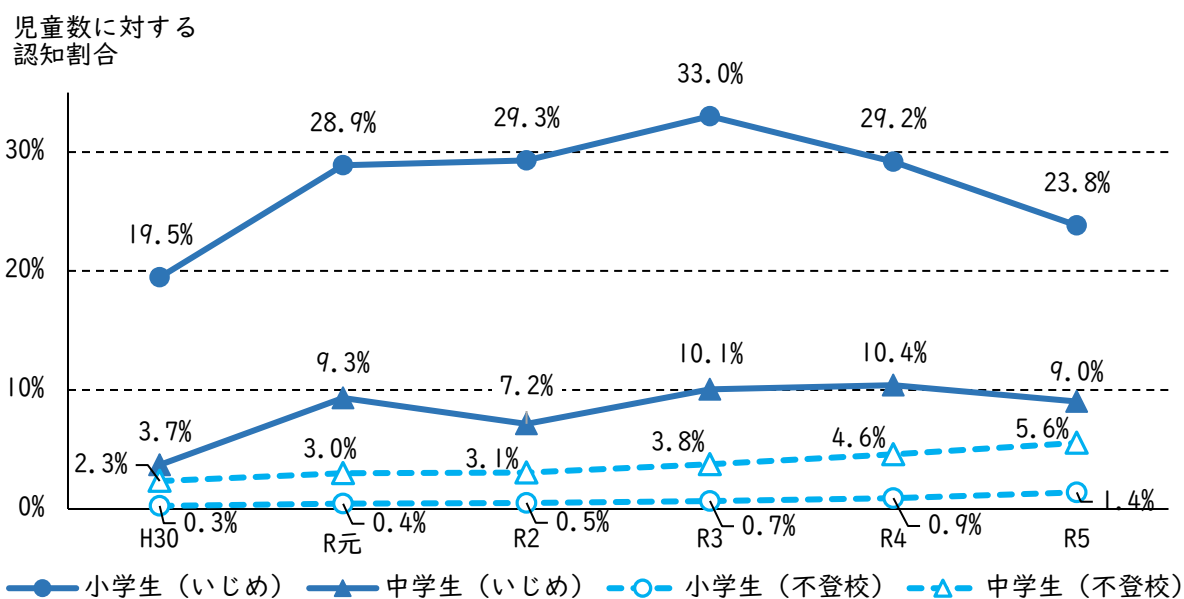


図2-35 不登校児童の件数の変化

第3章 第二期子ども・子育て支援事業計画のふりかえり

Ⅰ 第二期子ども・子育て支援事業計画の背景と目的

第一期子ども・子育て支援事業計画の計画期間が終了する令和元年度頃は、保育所等における待機児童問題が全国的に喫緊の課題とされており、本市においては、待機児童は生じていなかったものの、年度途中の保育所等入所希望者については、希望の保育所等への入所が難しく、受け入れ先の確保が課題となっていました。

加えて、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を感じている家庭が少なくないという現状もありました。

また、国が進める幼児教育・保育の無償化や働き方改革等に伴い、子育てや暮らし方がなお一層多様化することが予想されており、保護者ニーズに対応した子育て支援がより一層重要になると想定されていました。

このような状況を踏まえ、引続き、子ども・子育て支援新制度を計画的に推進していくため、令和2年3月に「第二期鶴岡市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画に基づいて事業を実施しました。

表3-1 第二期子ども・子育て支援事業計画の体系（計画期間：令和2年度～6年度）

基本理念	基本目標	基本施策
鶴し恵岡、ま子れども豊・かな家庭・自然・地域、が歴史とともに伝統ある文化を育つまちを生かす	1 安心して子育てができる環境をつくります	1-1 妊娠・出産期への支援
		1-2 子どもの心と体の健康づくりの推進
	2 全ての子ども達の健やかな成長を支えます	2-1 多様な子育て支援サービスの充実
		2-2 障害児施策の充実
		2-3 要保護児童等への支援
		2-4 ひとり親家庭の自立支援の推進と貧困対策
	3 心身の健やかな成長に向けた教育・保育環境を整備します	3-1 就学前教育・保育の充実
		3-2 放課後児童の居場所づくりの推進
	4 社会全体で子どもの育ち・子育てを支援します	4-1 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みの促進

2 第二期計画期間における取組状況と今後の課題

「基本目標Ⅰ 安心して子育てができる環境をつくります」に対する取組状況と課題

【主な取組】

妊娠・出産から新生児期及び乳幼児までの母親とこどもの健康が確保されるよう、妊娠・出産期の健康管理や乳幼児の発育・発達の支援として相談、健康診査事業など、24事業に取り組みました。

妊娠・出産期の切れ目のない支援として、子育て世代包括支援センターを中心に、関係機関と連携した体制により、総合相談の充実を図りました。

産後から乳幼児期の支援として、乳児家庭全戸訪問事業や乳児健康診査などの母子保健事業等を通じ、こどもと家庭の状況把握に努め、また、子育てに関する情報提供や相談・助言等を行い、こどもの成長と発達、健康を支える支援を行いました。

医療費自己負担額の全額助成を18歳までに拡大し、子育て世代の経済的負担軽減を図りました。

【取組後の状況】

安心して子育てができる環境づくりに取組んできましたが、出産後の不安感について、“よくあった”“ときどきあった”が全体の69.2%ありました（図3-1）。

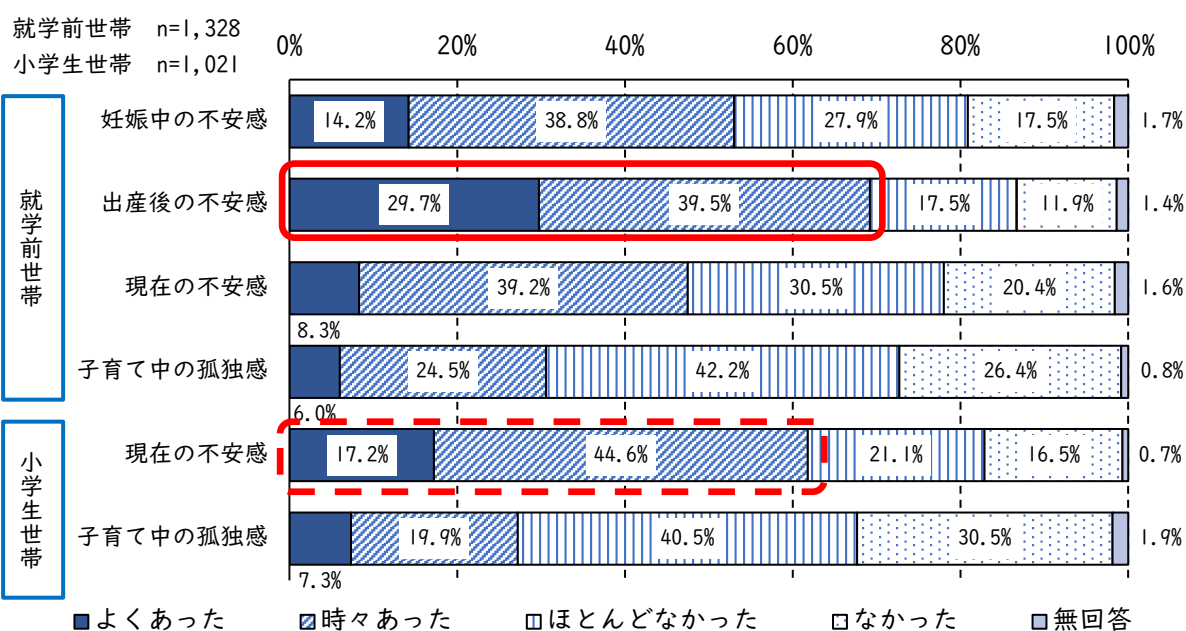


図3-1 不安感と孤独感（ニーズ調査）

妊娠中や出産後に必要と思うサポートは、赤ちゃんの育児相談が68.4%、母親の健康面の相談が54.4%の回答があり、妊産婦は誰かに相談できる環境を必要としていることが分かります（図3-2）。

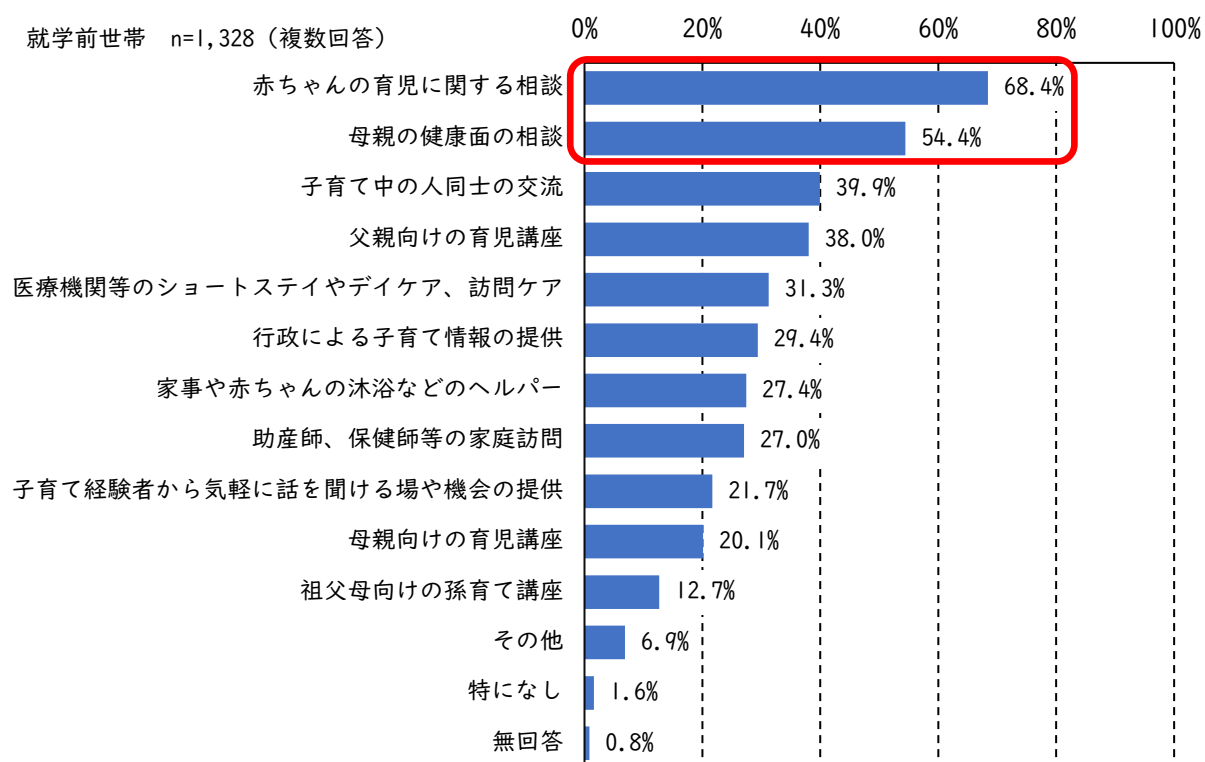


図3-2 妊娠中や出産後に必要と思うサポート（ニーズ調査）

子育てに関する自由記載においては、主に「出産や子育てへの経済的支援（予防接種、現物支給、支援金、教育費の不足）」「出産直後や核家族への子育て支援サービスの不満」「子育て支援サービスの情報不足」「産院等の減少に伴う不安」「職場の子育てへの理解不足」などが挙げられています。

こどもや子育て世帯、妊産婦を対象に、医療・福祉・保育・教育分野など多方面の相談を受け、情報把握や情報提供などを行い、必要なサービスや支援につなげる「こども家庭センター」を令和6年4月に設置しました。

今後は、こども家庭センターを中心に、相談機能等を拡充するとともに、子育て家庭の不安の解消のため、充実した支援やサービスにつなげる必要があります。

また、小学生の子育てに関する不安感も高いことから、こどものライフステージに合わせた相談、支援等を行う必要があります。

「基本目標２ 全ての子ども達の健やかな成長を支えます」に対する取組状況と課題

【主な取組】

全てのこどもの健やかな成長のため、子育て家庭を支援する地域子育て支援センター事業や子育てサークル活動への支援、障害の疑いや心身の発達に不安のあるこどもへの支援、ひとり親家庭への支援など、４７事業に取り組みました。

こどもの育ちの支援では、身近な場所で子育て相談や情報提供などを受けることができる地域子育て支援センター事業を市内１５か所で実施したほか、育児教室や育児に関する講演会等を開催しました。

保護者の就労や通院、リフレッシュのために一時的にこどもを預かる一時預かり事業や子育て短期支援事業、こどもの通園・通学前後や保護者の外出時の預かり、習い事への送迎などを行うファミリー・サポート・センター事業など、保護者の就労や生活に合わせた預かり事業を実施しました。

こどもの障害の有無に関わらず、また、養育環境に左右されず、健やかな成長を支援するため、障害児の通所支援や相談支援、地域からの孤立防止や虐待を防ぐための訪問事業、ひとり親家庭の自立支援事業などに取り組みました。

【取組後の状況】

子育て世代の、子育て支援に関する事業の満足度は、小学生世帯の“やや満足”“満足”が６．４％と、就学前世帯の満足度より低い結果となりました（図３－３）。

また、小学生世帯は“どちらでもない”が７１．９％と多数を占めています。

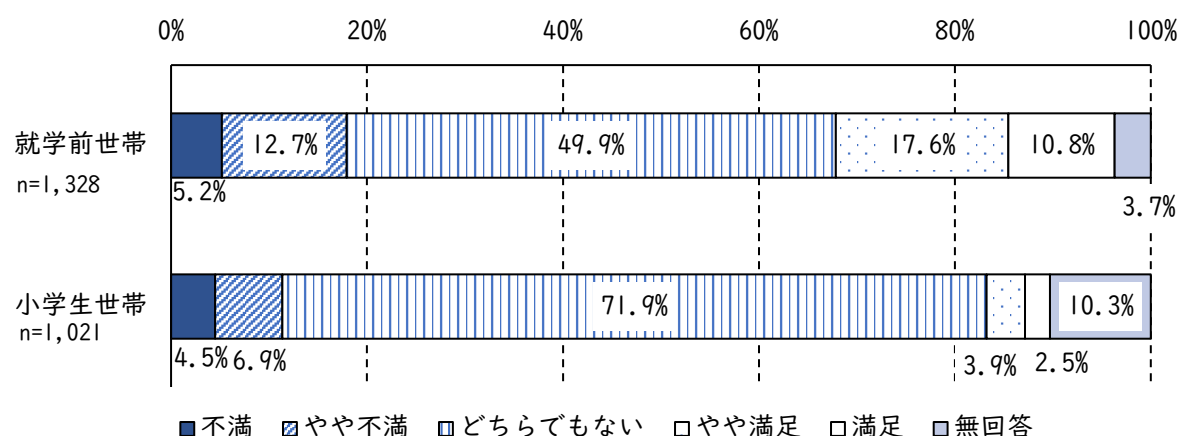


図３－３ 子育て支援事業の満足度（ニーズ調査）

ニーズ調査の子育て支援に関する自由記載においては、主に「手続きに手間や時間がかかり不便」「子育て支援に関するサービス内容の情報が不足」「休日や夜間に利用できるサービスが不足」「サービス利用に対する金銭的負担が不満」「障害児に対する専門性、支援、情報、サポート体制、スピードが不足」「サービスの地域格差に不満」などが挙げられています。

こどものライフステージに合わせた子育て支援内容の検討や、地域格差のないサービス展開、情報提供方法の見直しなどが必要と考えます。

「基本目標3 心身の健やかな成長に向けた教育・保育環境を整備します」に対する取組状況と課題

【主な取組】

低年齢児の保育需要の高まりを受け、就学前の教育・保育施設の整備や延長保育、病児保育事業の実施、共働き家庭の増加に伴う小学生の放課後の居場所づくりの推進など、15事業に取り組みました。

低年齢児の受入れに不足が生じていたことから、幼稚園の認定こども園への移行や、施設建て替え時の0歳児定員の拡大について支援を行いました。

保育所や放課後児童クラブ等で働くことを希望する方を登録し、就労につなげる保育士等人材バンク事業により、人材確保に努めました。

教育・保育施設の0～2歳児の保育料軽減を拡充しました。

核家族化や共働き家庭の増加により、放課後児童クラブの利用希望が増加していることから、支援単位の増加を図るとともに、老朽化した施設の建替えの際には小学校と併設するなど、定員増と利便性の向上を図りました。

小学生の放課後の居場所をつくるため、放課後児童クラブが不足する地域を中心に地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ、文化活動を行う放課後子ども教室を実施しました。

【取組後の状況】

就学前世帯の教育・保育施設に関する満足度は、“やや満足”“満足”が71.5%でしたが、放課後児童クラブ等の放課後の居場所に対する満足度は、“やや満足”“満足”は29.7%と、教育・保育施設と比べて低い結果となりました（図3-4）。

ニーズ調査の自由記載においては、主に「日曜日、祝日、夜間の保育サービスが不足」

「保育所、学童利用に対する金銭的負担が不満」「病児保育サービスの利用方法や定員に不満」「学童の老朽化、狭隘化が不満」「利用手続きに手間や時間がかかり不便」などが挙げられています。

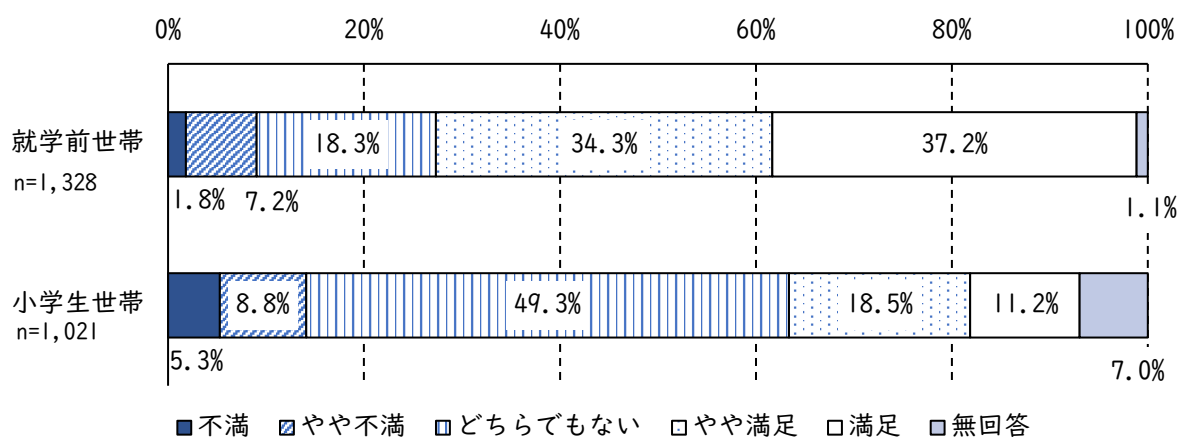


図3-4 教育・保育施設の満足度（就学前世帯）

放課後児童クラブ、放課後子ども教室の満足度（小学生世帯）
（ニーズ調査）

こどもの居場所については、ライフステージに合わせた検討を行うほか、共働き世帯の増加や、様々な労働環境があることから、休日や夜間の預かりについても検討を行う必要があります。

放課後児童クラブについては、老朽化、狭隘化している施設が多くあることから、その解消に向け、優先度を考慮し整備を進める必要があります。

「基本目標4 社会全体で子どもの育ち・子育てを支援します」に対する取組状況と課題

【主な取組】

仕事と子育てを両立できる環境を整えるため、4事業に取り組みました。

ワーク・ライフ・バランスの実現のため、育児休業制度の定着・促進や短時間勤務制度等の普及・啓発、市内事業所への「イクボス」の普及を行いました。

家庭や職場において、多様性を認め合う共生の意識や男女共同参画の意識を高めるため、シンポジウムや講演会を開催しました。

【取組後の状況】

子育てにおいて、不安や負担に感じることは、“子育てにかかる金銭的負担”が最も多くの回答があり、次いで“仕事との両立”でした（図3－5）。

ニーズ調査の自由記載においては、主に「子どもとのふれあいを希望するが、仕事が減ると経済的に不安」「子育てに対する職場の理解に不満」「子育て中の仕事による心身の負担」「男性の育児参加が不足」が挙げられています。

子育てと仕事の両立には、男女の固定的な役割分担意識の解消と、多様な働き方が選択できる労働環境や保育サービスを整えることが必要です。

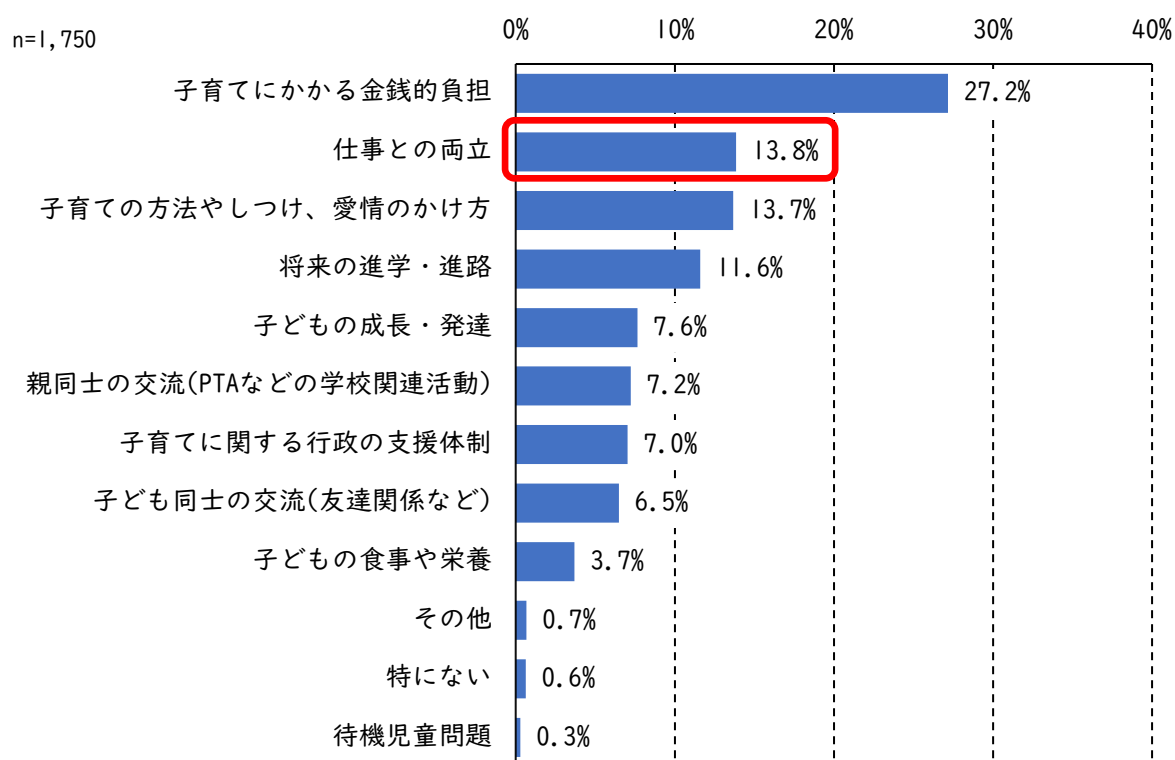


図3－5 子育てにおいて、不安や負担に感じること

(令和4年度 出産・子育てに関する意識・希望調査)

3 こども施策を検討するための意見聴取

(1) 放課後に過ごす居場所に関するこどもの意見

老朽化、狭隘化の問題がある放課後児童クラブの施設について、こどもが居心地よく過ごす施設とするための検討の参考として、クラブ利用のこどもたちに、クラブに欲しい機能についてアンケート調査を行いました。

- | | |
|-------|-------------------|
| ○調査時期 | 令和5年8月 |
| ○対象者 | 第三学区学童保育所利用者 213人 |
| ○調査方法 | アンケート用紙の配付 |
| ○回答者 | 146人（回答率68%） |

<こどもの意見>

生活や学習に関する希望が164件、遊具に関する希望が84件、遊ぶ場所に関する希望が135件の意見があり、主な意見は以下のとおりです。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・生活や学習に関する希望
図書室、静かにする部屋、勉強部屋、ピアノ部屋、トイレ、動物など生き物を飼う、花壇 など・遊具に関する希望
ブランコ、すべり台、トランポリン、バスケットゴール、アスレチック など・遊ぶ場所
ホール、広場、プール、サッカー場、砂場 など |
|---|

<意見を受けての方向性>

小学生のこどもが、放課後を安心して楽しく過ごすための居場所への希望であることから、こどもの居場所づくりの検討が必要です。

(2) こども会議

こども・若者の夢や希望が叶えられるまちづくりを目指すため、こどもに直接意見を聴く機会として開催しました。

- | | |
|------|---------------------------|
| ○開催日 | 令和6年7月31日、8月1日、7日、8日（4日間） |
| ○参加者 | 小学生6人、中学生2人（公募） |
| ○内 容 | 参加者同士の意見交換、市外施設の視察 |

＜こどもの意見＞

「自分たちが過ごす理想の居場所」をテーマに、こども会議参加者（こども委員）はそれぞれが考える自分の理想の居場所をまとめ、市に提案しました。

理想の居場所としてあげられたのは、駅・駅前、こどもセンター、図書館、本屋、遊戯施設、野球場、フリースペース、家電量販店であり、それぞれの興味や関心があること、普段の生活で「こうだったらいいな」と考えていることなどを踏まえて、自分が理想とする居場所の特徴やイメージなどを文章や絵で表現しました。

・各委員の提案の背景に共通する考え方

ワーク中での意見交換や市外施設の視察を通じて、理想とする居場所についてこども委員には概ね共通する考え方があり、その考え方がそれぞれの提案に反映されています。

〔共通する考え方〕

- 機能
 - ・いろいろな人と交流ができる場所
 - ・一か所でいろいろな体験ができる（機能がある）場所
 - ・大人もこどもも利用でき、楽しめる場所
 - ・小さいこどもだけでなく、高学年や中学生・高校生も楽しめる場所
 - ・既存の施設は大人の視点で作られている
- 立地
 - ・身近にあって気軽に行ける場所
 - ・遠くてもバスなどを使ってこどもだけで行ける場所
 - ・こどもだけで移動できる手段がほしい

また、ワークで出た意見の中には、既存の施設や公園について、今後の市の施策に反映すべきものも多くありました。

〔ワークで出た意見（一部抜粋）〕

- ・屋内の遊び場で遊んだ後など休憩できる場所が必要
- ・公園に日影が欲しい
- ・利用料金は安く（または無料）
- ・公園の水道やトイレは清潔さが大事
- ・公園や屋外施設の草刈りはきちんとして欲しい
- ・フリーWi-Fiの整備

<意見を受けての方向性>

参加したこどもの感想に、「市が意見をきいてくれる場を設けてくれて良かった」とあり、こどもの意見を聞くことは、こどもの自己肯定感が高まることにつながり、また、こどものニーズなどを的確に把握することができることから、こども施策を進めるうえで、こども・若者の意見を聴き、意見を反映する仕組みづくりの検討が必要です。また、こどもが楽しいと思える、理想と考えている居場所の提案が複数あったことから、多様な居場所を作ることを考える必要があります。

(3) つるおか若者意識調査 2023

中学生、高校生の意見を市の各種計画の策定やこども施策の参考とするため、調査を実施しました。

○調査時期	令和5年7月
○対象者	市内の中学校、高等学校、高等専門学校に通学する生徒・学生 7,235人
○調査方法	web アンケート
○回答者	2,552人（回答率 35.2%）

<こどもの意見>

以下の内容を調査しています。

<若者の地域定着について> 鶴岡市への愛着度、地元回帰意識、希望する職業、進路
<若者が市に求める施策について> 重要視する施策、市の取組の認知度
<若者の居場所について> 放課後と休日の居場所（高等学校、高等専門学校のみ）、図書館、遊び

今後、鶴岡市に重点的に取り組んでほしいと思うことについての質問においての回答では、買い物環境や遊び場、子育てのしやすさ、安全、交通の便、デジタル環境の整備などを重要視しています（表3-2）。

<意見を受けての方向性>

中学生、高校生の意見は、希望する職業や進路、求める居場所のほか、医療や教育などがあります。こども施策は、様々な分野の検討が必要です。また、こども・若者が、支援や保護の対象でもありますが、同時に、こども・若者を社会の一員として、権利の主体として、こども施策を展開していく必要があります。

表３－２ 鶴岡市に重点的に取り組んでほしいと思うこと

(単位：人)

順位	選択項目	中学生		高校生		合計	
		選択者数		選択者数		選択者数	
		1,151	割合 (%)	1,401	割合 (%)	2,552	割合 (%)
1	買い物や遊びの場を増やす取組	 687	59.7%	 889	63.5%	 1,576	61.8%
2	子どもを育てやすいまちづくり	 365	31.7%	 494	35.3%	 859	33.7%
3	事故や犯罪・災害のないまちづくり	 472	41.0%	 332	23.7%	 804	31.5%
4	道路の整備や、電車・バスなどの公共交通の充実	 323	28.1%	 430	30.7%	 753	29.5%
5	Wi-fiなどデジタル技術の活用の推進	 339	29.5%	 349	24.9%	 688	27.0%
6	スポーツ施設の充実	 294	25.5%	 337	24.1%	 631	24.7%
7	福祉や医療の充実	 227	19.7%	 314	22.4%	 541	21.2%
8	観光客を呼び込む取組	 249	21.6%	 258	18.4%	 507	19.9%
9	学校の行事や学習教材の充実	 209	18.2%	 237	16.9%	 446	17.5%
10	移住・定住者を増やす取組	 198	17.2%	 215	15.3%	 413	16.2%
11	図書館などの文化施設の充実	 190	16.5%	 180	12.8%	 370	14.5%
12	郷土料理などの食文化を残していく取組	 202	17.5%	 150	10.7%	 352	13.8%
13	今ある工場やお店を元気にする取組	 187	16.2%	 155	11.1%	 342	13.4%
14	新しい工場や働く場所を作る取組	 78	6.8%	 72	5.1%	 150	5.9%
15	農林水産業を豊かにする取組	 91	7.9%	 51	3.6%	 142	5.6%
16	地域で働く人の知識や技を高める取組	 60	5.2%	 47	3.4%	 107	4.2%
	その他	 33	2.9%	 56	4.0%	 89	3.5%

(４) 鶴岡市こどもの遊び場に関する協議会

こどもの遊びの機会を創出する市の屋内・屋外におけるこどもの遊び場整備に関し、その在り方について、幅広い意見を反映させるため協議会を立ち上げ、遊び場の検討を行いました。

○開催時期 令和6年10月29日 令和6年12月24日 令和7年2月6日
 ○委員構成：認定こども園・小中学校、PTA 関係者、公園管理関係者、福祉・障害関係者、公募委員等15名

<協議会で発言のあった主な意見>

- ・公園はこどもの遊び場ではなく、多世代が交流する場と考えた方がよい。
- ・こどもの多様性を考えた遊び場の整備が必要である。
- ・他市町と同じではなく、鶴岡市独自の施設や取組があると良い。
- ・新規の施設整備ではなく、既存施設を活用し、各地に点在する遊び場を整備してはどうか。
- ・雨天の日でも遊べる屋内施設が欲しいため、ソライの利用料軽減など、既存施設を活用してはどうか。

- ・遊び場を担い、こどものキャプテンになるような、大人の人材育成が必要である。
- ・情報が行き届いていないため、情報のデジタル化なども行い、若い世代の不満やミスマッチを解消していく必要がある。
- ・障害のあるこどもは遊べる遊具がなく、公園に行っても我慢をしなければならない。
この機会にいろいろと考えていただけることに期待する。 等

<こどもプランへの反映の方向性>

本市は遊び場が少ないとの声が、こども・若者、子育て世代から寄せられています。こども施策を進めるうえでの重要な課題として、協議会の意見を踏まえ遊び場の検討を行い、市政へ反映する必要があります。

「こどもまんなか社会」は、こどもの最善の利益を最優先に考え、こどもに関する取り組みや施策を中心に据える社会目標です。こども施策を進めるうえで生じる課題等について、こうした協議会のように、こどもを含め意見を聞きながら課題を解決していく仕組みを、様々なこども施策分野に取り入れ、進めていく必要があります。

第4章 基本理念と計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画の上位計画にあたる、「第2次鶴岡市総合計画」においては、後期5年間で特に重視すべき視点として、5つの加速化アクションを設定しており、その中の一つに、「若者・子育て世代に選ばれるまちづくり」を挙げています。

また、こども施策の基本理念を定めている「こども基本法」においては、次代の社会を担うすべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むこととされています。

こども施策に関する基本的方針や重要事項等について定めている「こども大綱」においては、すべてのこども・若者が、置かれている環境に関わらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会（こどもまんなか社会）の実現は、その結果として、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高めることにつながり、すべての人の幸福が高まることにつながるとされています。

こうした本市の総合計画やこども基本法、こども大綱の考え方を踏まえ、これまでの“大人の目線”に立った取組から、“こども・若者の目線”に立った取組を行うこととし、「つるおかし こどもプラン」を“こどもを幸せにし、幸せを持続するための設計書”と位置づけ、その基本理念を次のとおり掲げます。

「こどもの笑顔があふれるまち つるおか」

ひとは幸せな状態になると誰もが笑顔になります。多くのこどもが笑顔の状態であるまちは、魅力あるまちであると言えます。

保護者も含め、こどもの周囲の人々も笑顔でなければ、こどもはずっと笑顔でいることはできません。

笑顔は笑顔を生みます。こどもの笑顔を見ていると、自分も笑顔がこぼれます。笑顔には笑顔が集まります。

笑顔がまちに広がれば、自然とこども、若者、子育て世代が集う、魅力あるまちになるのではないのでしょうか。

2 計画の目標

こどもの笑顔があふれるまちを作るために何が必要かを考えた場合、こども自身に関することと、こどもの成長を支える周囲の環境に関することに分けて整理しました。

こどもが笑顔になるのは、こどもが自主的に何かに取り組み、自分なりの目標を達成したとき、あるいは、家族や友人と一緒にいて安心できるときなどが考えられます。

保護者が笑顔になるときは、こどもの成長が感じられたときや、子育てを通じて自分の成長が感じられたとき、などが考えられます。

以上を踏まえ、次の2点を目標として設定します。

1 「こどもの可能性が伸びる環境づくり」

(こどもが主体となる取組)【こども施策】

こども・若者が、自らの夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジできる環境であること。

2 「こどもの健やかな成長を支援する環境づくり」

(こどもを支える取組)【子育て施策】

こどもが健やかに成長するため、保護者がこどもを見守り、支えることができる環境であること。

評価指標

指標項目	現状値	目標値
中高生が鶴岡市への愛着について、“とても好き/強く愛着を感じる” “好き/愛着を感じる” と回答した割合の増加	84.3%	88.5%

〔設定理由〕

こども・若者の権利を尊重する地域社会づくりや、こども・若者が求める居場所づくりにより、こども・若者が希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジできる魅力ある地域づくりを進めることは、こども・若者が本市に愛着を感じることにつながる。

指標項目	現状値	目標値
保護者が市の子育て環境について“満足”“やや満足”と回答した割合の増加	就学前世帯 36.9%	就学前世帯 38.7%
	小学生世帯 32.3%	小学生世帯 33.9%

〔設定理由〕

子育ての安心を支える環境や、生活と仕事の両立ができる環境の整備により、保護者の子育てを支えることができる地域づくりを進めることは、本市の子育て環境の充実につながる。

3 施策展開の視点

施策・事業の検討、実施にあたっては、3つの視点に留意し取り組みます。

視点1

こども・若者を権利の主体として認識し、こども・若者の
今とこれからの最善の利益を図る

こども・若者を個として尊重し、その権利を保障することで、こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図るとともに、「こどもとともに」という姿勢で、こども・若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しします。

視点2

こども・若者のライフステージ（年齢・成長）に応じた、
切れ目のない支援の実施

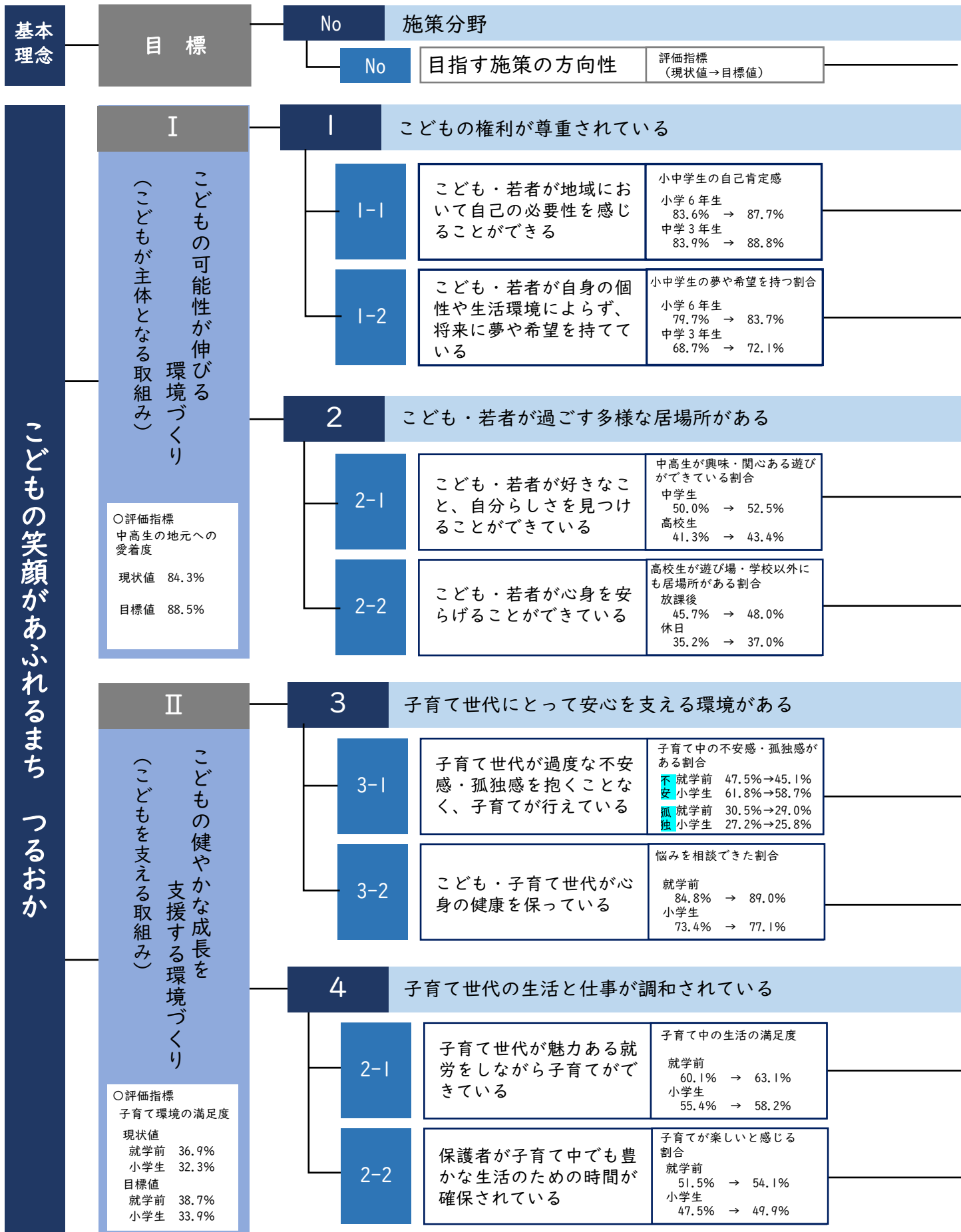
こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを、社会全体で切れ目なく支援します。

視点3

社会が手を取り合い、こどもの成長と子育てを地域で支える
環境を整える

子育ては保護者だけでなく、社会全ての構成員が全てのこどもの健やかな成長を実現するという目的を共有し、家庭、地域、施設などのこどもが集う場のほか、保健、医療、教育など、様々な分野の関係機関が連携して子育て環境を整えます。

4 計画の構成（体系図）



記号	施 策	主な事業
----	-----	------

ア	こども・若者の意見表明と社会参画の機会創出	こども・若者の意見を述べる場の創出、意見を施策に反映
イ	こどもの権利の保障と周知	こどもの権利の普及・啓発
ウ	インクルーシブ社会の推進	障害・医療的ケア児支援
エ	困難を抱えるこども・若者支援	ひとり親支援、貧困対策、DV防止、ヤングケアラー支援

ア	遊び場づくりの推進	遊び場、児童館、公園、スポーツ施設
イ	学びの場の整備	学校、図書館、放課後こども教室
ウ	心地よい多様な居場所づくり	フリースクール等との連携、こども食堂等への支援
エ	放課後や休日の居場所づくり	放課後児童クラブ、放課後デイサービス

ケ	子育ての不安感・孤独感の解消	子育て相談、発達相談支援、障害支援相談
コ	保護者、家族を支える環境づくり	子育て支援センター、育児サークル支援、親の会支援
サ	経済的不安の軽減	児童手当、医療費支援、保育料軽減、給食費無償化
シ	妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援	プレコンセプションケア、妊婦健診、妊産婦相談支援、産後母子ケア事業
ス	こどもの健やかな育ちのための保健事業	乳幼児健診、予防接種

セ	幼児教育・保育の充実	教育・保育の確保、質の向上、病児保育
ソ	意欲的に働くことができる場の創出	インターンシップ、起業創業支援
タ	多様な保育サービスの充実	ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業
チ	共育での推進	男女共同参画、育休・時短勤務制度の普及

第5章 基本理念の実現に向けた施策の展開

施策分野 Ⅰ こどもの権利が尊重されている

現状と課題

こども大綱において、こどもまんなか社会の実現に向けたこども施策に関する基本的な方針の一つに、「こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格、個性を尊重し、権利の主体を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る」ことが重要とされています。

また、18歳未満のこどもは守られる対象であるだけでなく、権利を持つ主体であることを明確にした“児童の権利に関する条約”は、平成元年に国連総会において採択され、日本は平成6年に批准していますが、国内法においてはこどもの権利を明確に保障する法律が不足しています。

こども家庭庁が令和5年に実施した「児童の権利に関する条約の認知度等調査」では、認知度は、小学1～3年生が16.8%、小学4～6年生が32.0%、中学生が43.2%、高校生が67.1%、大人が53.2%で、まだまだ低い状況です（図5-1）。

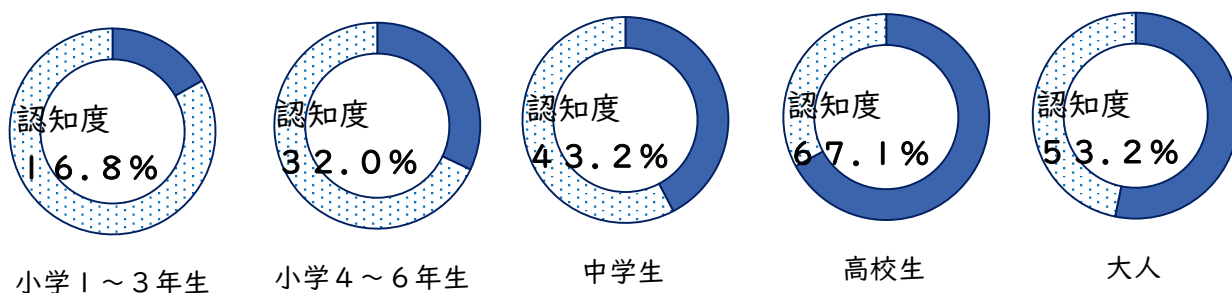


図5-1 児童の権利に関する条約の認知度

※出典：こども家庭庁「児童の権利に関する条約の認知度等調査」（令和5年）

そのため、まずはこどもの権利について、こどもや大人を含め、地域社会に周知する必要があります。特に、子どもの権利条約の4つの原則である、①差別の禁止（差別のないこと）、②こどもの最善の利益（こどもにとって最もよいこと）、③生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）、④こどもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）を念頭に置き、こどもの権利を尊重した施策、支援の充実、社会、地域づくりを進める必要があります。

（１）こども・若者の自己肯定感の向上【１－１】

こども・若者が生涯にわたって幸せな状態で生活を送るためには、ありのままの自分を受入れ、大切に感じることに、自己肯定感を高めることが重要です。自己肯定感は、こどもの意見を聞く、意見を施策に反映するなど、こどもが地域社会において必要とされていると感じることなどにより高められます。これまでの子ども・子育て施策においては、保護者や大人の意見を重視する傾向にあったことから、これからは、当事者であるこどもの視点、意見を重視し、こどもが地域において、身近な人に認められる環境を整えることが必要となります。

（２）全てのこども・若者が夢や希望を持つことができる環境づくり【１－２】

こども・若者が、年齢や性別、障害の有無、また、自身がおかれた環境に左右されず、生涯にわたって幸せな状態で生活を送ることができることが大切です。しかし、実際には、障害や特性により、様々なことをあきらめてしまうこども・若者がいます。家族の疾病や経済的な困窮など、養育環境に課題がある家庭で育つことで、困難や課題を抱えるこども・若者もいます。貧困やいじめ、不登校、ひきこもり、虐待など、様々な課題を抱えるこども・若者が、地域の中において気づかれにくく、孤立している状況もあります。こうしたこども・若者を誰一人取り残さず、自己の意欲と能力を活かし、将来の夢や希望を実現できる地域社会づくりが必要です。

施策の方向性

（１）こども・若者の意見表明と社会参画の機会創出【ア】

児童の権利に関する条約やこども基本法では、こども・若者の意見表明と社会へ参画する権利の重要性を明確化しています。こども・若者の意見を聴くことは、こども・若者の状況やニーズを的確にとらえることができ、また、こども・若者にとって、意見が聞き入れられ、社会に反映される経験は、自己肯定感や自己有用感、主体性などを高めることにつながります。配慮が必要なこどもを含め、こども・若者が意見を表明できる機会を作り、その意見をまちづくりに反映する仕組みを整えます。

<主な取組・事業>

- ① こども・若者が、生活や学校、遊びなどの日常の中で考えていることを、直接大人に表明することができる場として、こども会議等を開催します。
- ② こども施策等を検討するにあたり、こども・若者を対象としたアンケートやヒアリン

グ等の実施を全庁的に推進します。

- ③ こども・若者が本市のこども施策などの市政について自主的に意見を表明できるよう、また、こども・若者に関する施策や施設の運営等について意見を表明し、参加できる仕組みづくりを検討します。

（２）こどもの権利の保障と周知【イ】

こどもの権利の保障のためには、こどもが自ら権利について学ぶことはもとより、家庭や学校、地域など、社会全体に対し、こどもが権利の主体であることを広く周知していく必要があることから、すべての人に対し、こどもの権利の普及啓発や学習機会の充実に取り組めます。

＜主な取組・事業＞

- ① こどもの権利の理解を深め、保障していくため、各種事業に合わせ、こどもの権利の普及啓発に取り組めます。

（３）インクルーシブ社会の推進【ウ】

こども・若者の一人ひとりが、自分らしさを発揮し、生き生きと働き、生活を送ることが重要であることから、性別や障害の有無、個人の特性などにかかわらず、社会で活躍できる環境づくりを推進します。

＜主な取組・事業＞

- ① 障害の有無に関わらず、共に育つことができる環境を整えるため、保育所、認定こども園等に専門員が訪問し、お互いが安心して生活できる環境づくりを支援します。
- ② 小中学校において、障害の有無に関わらず、共に学び、交流し、生活できる環境を整えます。
- ③ 障害のあるこどもや家族のニーズを把握し、専門相談機関や学校、施設等との連携のもと、日常生活上の支援、集団生活への適応訓練、保育や教育の実施など、成長段階に応じた切れ目のない総合的なサービス提供を図るとともに、医療的ケア児への支援向上に取り組めます。
- ④ 遊び場やスポーツ活動、文化芸術活動において、障害の有無にかかわらず、全てのこども・若者が参加できる環境づくりを進めます。

(4) 困難を抱えるこども・若者支援【エ】

困難や課題を抱え、また、それを相談できず、明るい未来を見出せないこども・若者をなくすため、全てのこども・若者や子育て家庭が、孤立せず、困難や課題を抱えても安心して過ごせるよう適切な支援を行います。

<主な取組・事業>

- ① ひとり親家庭が子育てをしながら安心して生活することで、こどもが健やかに成長していくよう、ひとり親家庭の「孤立の防止」「貧困」対策のため、講座やイベント開催に取り組みます。また、生活の安定した自立のため、保護者の資格取得を目指す、教育訓練や職業訓練等への支援を行います。
- ② 要保護世帯や準要保護世帯等の小中学生を対象に、義務教育の円滑な実施を目的に就学を援助します。
- ③ 貧困、いじめ、不登校、ひきこもり、ヤングケアラーなど様々な困難を抱えるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じて重層的な支援体制のもと包括的な相談支援を行います。
- ④ 児童虐待防止のため要保護児童対策地域協議会の関係機関と連携し、児童虐待の早期発見や早期対応、再発・未然防止を図る支援体制を強化します。
- ⑤ DV防止のために効果的な広報・啓発を実施するとともに、DV被害者や困難を抱える女性とそのこどもに対し、相談・安全確保から自立までの切れ目のない支援を実施します。
- ⑥ こども・若者が、自らの適性等を理解し、就業や進学等に係る選択ができるよう、若者の就労能力を培うことができる取組を推進します。また、家庭の状況に左右されず、高等教育の修学等ができる取組を推進します。

評価指標

指標項目	現状値	目標値
小中学生が自分には“よいところがある”“どちらかといえばある”と回答した割合の増加	小学6年生 83.6% 中学3年生 83.9%	小学6年生 87.7% 中学3年生 88.0%

〔設定理由〕

こども・若者が地域において自己の必要性を感じることができ取組みや環境づくりを推進することで、こどもの権利の尊重につながる。

指標項目	現状値	目標値
小中学生が夢や希望が“ある”“どちらかといえばある”と回答した割合の増加	小学6年生 82.3% 中学3年生 69.3%	小学6年生 86.4% 中学3年生 72.7%

〔設定理由〕

こども・若者が自身の個性や生活環境によらず、将来に夢や希望を持てる取組みや環境づくりを推進することで、こどもの権利の尊重につながる。

施策分野 2 こども・若者が過ごす多様な居場所がある

現状と課題

こどもの健やかな成長には、保護者や友だち、地域の大人等と関わり合いながら、様々な遊びや体験を通じ、生活や学習の習慣・社会性を身に付けるとともに、好奇心や冒険心、コミュニケーション能力などを育むことが重要です。

令和5年に中高生を対象に実施した“つるおか若者意識調査”において、「本市に重点的に取組んで欲しいと思うこと」として、中高生の61.8%が「買い物や遊び場を増やす取組み」と回答しています（図3-6）。

令和4年に保護者を対象に実施した“出産・子育てに関する意識・希望調査”では、「鶴岡市が子育てしにくい理由」として、保護者の29.1%が「こどもが遊べる場所が少ない」と回答しています（図5-2）。

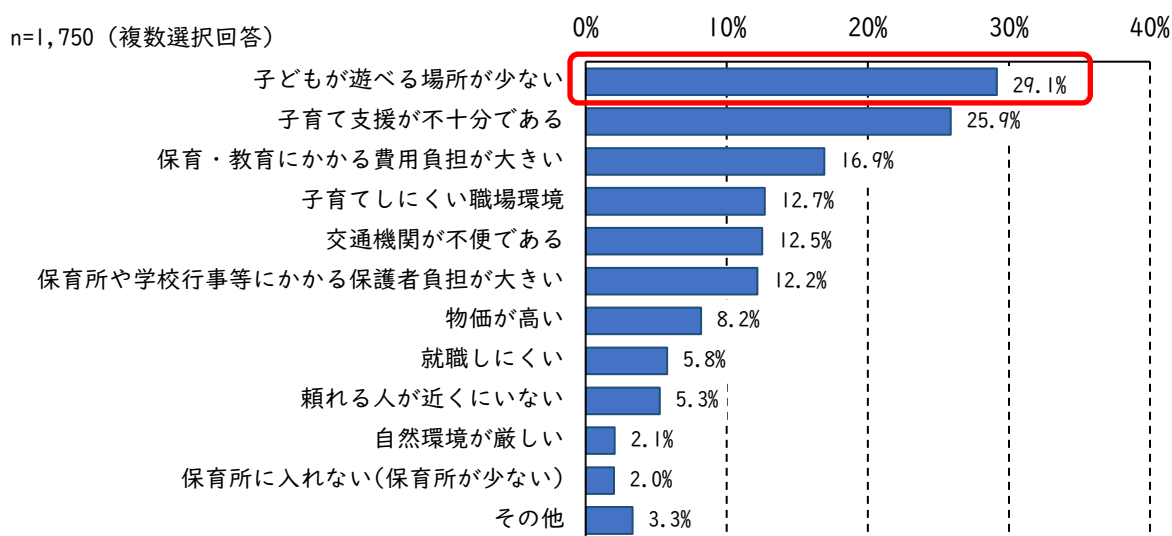


図5-2 鶴岡市が子育てしやすいと思わない理由

※出典：出産・子育てに関する意識・希望調査（令和4年）

“幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（令和5年閣議決定）”において、「乳幼児の育ちにとって愛着の形成と豊かな遊びと体験は重要」とされています。

また、こどもが夢中になって遊ぶことは、自己肯定感等が育まれ、生涯にわたるウェルビーイング（幸せな状態）向上の土台づくりとなるとされています。

全てのこども・若者が年齢や性別、障害の有無を問わず、遊びに没頭できる場所、地域への愛着を育む上で重要な心地よい場所など、多くの居場所を持つようにすることが重要です。

（１）多様な遊びや体験、学びの場の整備【２－１】

遊びや体験活動はこどもの成長の原点です。本市においては、児童館や公園等の遊び場整備、イベント等により遊びの機会を提供していますが、こどもや子育て世代が望む遊び場は不十分との調査結果となっています。遊びや体験、学びにこども、若者が没頭でき、様々なことを身に付け、自己肯定感等を高められる環境が必要です。

（２）居心地の良い居場所づくり【２－２】

核家族化や共働きの増加により、放課後に過ごす居場所が自宅ではないこどもが多くなっています。不登校も増え、学校以外の居場所を求めるこどもや、様々な世代や年代の人との交流を求めるこどももいます。遊びだけでなく、何もしなかったり、好きなことをしたりして過ごす場所や時間、様々な人との交流も居場所となります。こども・若者がおかれた状況や環境により求める居場所は異なります。自分の好きなことができ、居心地が良いと思える多様な居場所を整備する必要があります。

施策の方向性

（１）遊び場づくりの推進【オ】

年齢や性別、障害の有無に関わらず、全てのこども・若者の成長にとって欠かせない遊びを提供する屋内、屋外の遊び場整備を推進します。

遊び場整備については、鶴岡市こどもの遊び場整備方針の基本的な考え方である「こどもの創造性や主体性を向上させる遊び場」「こどもにとっても大人にとっても魅力的で多様な遊び場」「本市の地域資源を活かした遊び場」の３点に留意し整備を進めます。

<主な取組・事業>

- ① 地域や民間団体・企業、行政が連携し、キッズドームソライやこがたランド等の民間施設、スポーツ施設、閉校した校舎等において、遊びの提供や遊び場の開放などにより、気軽に遊ぶことができる遊び場整備を進めます。
- ② 既存施設である児童館や地域子育て支援拠点の遊び機能の充実を進めます。また、学校の体育館やコミュニティセンター、公民館など、身近な施設を遊び場として開放する取組みを進めます。
- ③ 鶴岡公園や大山公園、小真木原公園などの大型の既存公園について、こどもだけでなく大人にとっても魅力ある遊び場、憩いの場となるような環境づくりを進めます。
- ④ 身近な公園について、学校や保育所等の近隣など、こどもが多く集まる公園を優先し

て遊具を配置したり、公園ひとつひとつに特徴を持たせたりするなど、まち全体でデザインした公園整備を進めます。

- ⑤ 中央児童館を屋内屋外が一体となったプレーパークとして整備する検討を進めます。
- ⑥ 遊びを担う大人の人材として、プレーリーダーの養成を進めます。

（２）学びの場の整備【カ】

こども・若者が、多様な学びにより、自己の興味・関心を広げ、自己を高められるよう、学校以外にも多様な場所で学べる環境を整えます。

＜主な取組・事業＞

- ① 小中学校において、学校・保護者・地域の連携により、コミュニティ・スクールを推進し、地域とともにある学校づくりを進めます。
- ② 地域と学校が相互に連携・協働して行う、地域学校協働活動等を推進し、地域全体でこどもの学びや成長を支えます。
- ③ 中央公民館等において、芸術や文化にふれる機会の充実を進め、こどもの豊かな想像力や思考力、コミュニケーション能力などを養います。
- ④ 女性センター等において、親子を対象とした伝統文化や食文化などを学ぶ機会を提供し、学びと親子交流を図ります。
- ⑤ こどもたちが読書のおもしろさや大切さを知り、自ら本に親しむきっかけ作りとなる機会の充実を図ります。また、図書館において、本や人との出会い、学びを育む場として、安心できる空間づくりを進めます。
- ⑥ 鶴岡市自然学習交流館ほとりあや大鳥自然の家等において、こどもたちの自然や環境問題への興味を高め、豊かな感受性の発達を促す自然体験、学習の機会を充実します。
- ⑦ こども・若者の総合的な人間形成を目的とした青少年教育事業などの学びと集いの機会を充実します。
- ⑧ 各地域において放課後こども教室を開催し、学習や各種体験、文化活動などの機会を提供します。また、様々な世代が集う交流の場をつくります。

（３）心地良い多様な居場所づくり【キ】

こどもや若者にとっての居場所は、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動など様々な形態があり、個人が求める居心地はそれぞれ異なることから、こども・若者が心地良いと思える居場所が一つでもあるよう、多様な居場所づくりを進めます。

<主な取組・事業>

- ① 年齢や心身の状況などによって分け隔てることなく、様々な年代、世代の誰もが参加し、集い、交流できるこども食堂への支援や、コミュニティセンターにおいては、地域のこども・若者や大人、高齢者が気軽に集い、様々な活動を通じて交流できる地域交流拠点づくりを推進します。
- ② こどもが利用しやすく、心地良い場所となる図書館の整備を検討します。
- ③ 公共施設や未利用施設を活用し、こども・若者が、待ち合わせや勉強、談話など、思い思いのことができる居場所（フリースペース等）づくりを推進します。
- ④ 不登校のこどもや、不安や悩みを抱えるこどもが、悩みや不安を和らげ、安心・安全に過ごし、楽しく活動することができる場所として、教育支援センターの機能充実やフリースクールとの連携、遊び場における居場所づくりなど、多様な居場所づくりを推進します。
- ⑤ 家庭や学校に居場所のないこども・若者に、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する居場所づくりを推進します。
- ⑥ 通学時の安全確保に向け、関係機関・団体と連携し、検討を進めます。

（４）放課後や休日の居場所づくり【ク】

核家族化、共働きで、放課後の居場所が自宅ではないこどもが多くなっているため、自宅でなくとも、安心、安全に過ごすことができる居場所づくりを進めます。

<主な取組・事業>

- ① 留守家庭児童が、放課後に、安心・安全に遊びと学習、生活ができる身近な居場所である放課後児童クラブの実施を推進します。
- ② 利用児童数の増加に伴う狭隘化や、未耐震など施設の老朽化が課題となっている施設が多くあることから、施設の整備等による狭あい化の解消を進め、こども達が安全・安心に過ごすことのできる環境をつくります。
- ③ 障害があるこども（小学生～高校生）が放課後や学校休業日、夏休みなどの長期休暇中に通所支援を行う放課後等デイサービスの利用促進を図ります。

評価指標

指標項目	現状値	目標値
中高生が興味・関心ある遊びが“できている”と回答した割合の増加	中学生 50.0% 高校生 41.3%	中学生 52.5% 高校生 43.4%

〔設定理由〕

こども・若者が好きなこと、自分らしさを見つけることができる居場所や環境づくりを推進することで、こども・若者が過ごす多様な居場所づくりにつながる。

指標項目	現状値	目標値
高校生が学校・遊び以外で過ごす場所が“ある”と回答した割合の増加	放課後 45.7% 休日 35.2%	放課後 48.0% 休日 37.0%

〔設定理由〕

こども・若者が心身を安らげることができる環境づくりを推進することで、こども・若者が過ごす多様な居場所づくりにつながる。

施策分野 3 子育て世代にとって安心を支える環境がある

現状と課題

保護者が時間的、精神的、経済的なゆとりを持って日々の生活を送ることは、こどもに向き合う時間を充実させ、子育て中の親子の笑顔やしあわせ、生活の満足度の向上につながるため、ゆとりを創出できる地域社会づくりが重要となります。

令和5年に実施した「子ども・子育てに関するニーズ調査」において、こどもの病気等の悩みについて、就学前児童の保護者は、“子どもの食生活”の回答が最も多く、次いで“子どもの「ことば」や「行動」の発達”、“子どもの病気等健康状態”、“子どもの心に関すること”が続きます。小学生児童の保護者は、“子どもの心に関すること”の回答が最も多く、“特になし”、“子どもの「ことば」や「行動」の発達”、“子どもの食生活”が続いています（図2-18）。

病気や健康以外での悩みについては、就学前児童の保護者は、“家族が子育てに協力してくれない”の回答が最も多く、次いで“子どものしつけ”、“子どもの遊ぶ場所が少ない”、“子育ての経済的負担が大きい”が続いています。小学生児童の保護者は、“子どもの教育”の回答が最も多く、“子育ての経済的負担が大きい”“子どものしつけ”、“子どもの遊ぶ場所が少ない”が続いています（図2-19）。

子育て中の悩みは、こどものことばや行動の発達、病気等健康状態、心に関するもののほか、育児環境や子どもの教育、経済的負担など、多種多様です。年代別に見ると、就学前と小学生児童では保護者の悩みは異なり、こどもの成長により変化をしている状況です。

子育てをする上で、不安や孤独感を抱えることなくこどもの成長に喜びや生きがいを感じることは、こどもの健やかな成長につながるため、子育て世代の悩みが解消され安心して子育てができる環境づくりが重要です。

（1）子育て中の不安感・孤独感の軽減【3-1】

核家族化が進む中、不安感、孤独感を抱く家庭も少なくないのが現状であり、過度な不安や孤独は虐待につながる場合もあります。

そのため、子育てについて疑問や困りごとが大きくなり、過度な不安や孤独を感じる前に、身近に気軽に相談できる場所や、互いに支え合える環境を作ることが重要といえます。

保護者が育児への不安感や孤独感を過度に抱くことがなく、ゆとりを持ってこどもに向き合うことが必要です。

（２）こども、子育て世代の心身の健康維持【３－２】

近年、精神疾患を抱えている妊婦や若年などリスクを抱え不安を感じる妊産婦が増えています。妊娠中から助産師・保健師等の専門的な相談支援を充実させ、家事や育児のサポートを行う支援が重要となります。

子育て期におけるこどもの健康に関する不安については、発育や発達、疾病、障害など多岐にわたっているため、早期支援につながる取組が必要です。こどもの健やかな成長のため、成長段階に合わせた乳幼児健康診査、個性に応じた発達支援等の心身の健康を保つための支援を行うとともに、将来自分らしいライフプランを選択できるよう、妊娠、出産を含めた健康に関する正しい知識を伝える取組が必要です。

施策の方向性

（１）子育ての不安感・孤独感の解消【ケ】

子育て中の悩みは多種多様であるため、一人で抱えることがないよう、一人ひとりの状況に応じて相談対応を行い、関係機関と連携し適切な支援、サービスにつなげます。

<主な取組・事業>

- ① 子育て中の悩みや不安を一人で抱え込むことがないように、「子ども総合相談窓口」や地域の子育て支援センターなど身近な相談窓口の周知を強化します。
- ② こどもの発達や障害などを含め、多岐にわたる相談について、こども家庭センターを中心に、各相談機関のネットワークを強化し、家庭の状況に応じた適切なサービスにつなぐなど、相談支援の充実を図ります。
- ③ 子育てに関する支援やサービス、施設等について、ガイドブックや市の子育てに関する専用ホームページ、つるおか子育てアプリなどで、情報をきめ細やかに発信します。
- ④ 地域の子育て支援センターや育児サークル、育児相談等において、子育てやこどもの健康に関する情報提供、講話等を行います。

（２）保護者、家族を支える環境づくり【コ】

相談や支援を充実することに合わせ、子育てについて共感してくれる身近な仲間づくりや、子育てを支える地域づくりを進めます。

<主な取組・事業>

- ① 地域子育て支援センターやコミュニティセンター等で開催する育児サークルにおいて、

こどもの遊び場を提供し、子育て中の親子が気軽に集い、交流し、子育てに関する情報交換ができる機会を充実します。

- ② 障害のあるこどもの親の交流や研修などを行う親の会の活動を支援します。
- ③ 障害福祉サービスや家庭支援事業など適切な支援につなげます。

（３）経済的不安の軽減【サ】

子育て世代が、経済的要因を理由に、こどもを産み育てることを諦めることがないように、また、子育てに関して経済的な不安を過度に抱かないよう、児童手当や教育・保育、医療等の経済的負担の軽減を図ります。

<主な取組・事業>

- ① 保育所、認定こども園等の保育料、多子世帯の保育料・放課後児童クラブ利用料の軽減など、学びや生活の場の利用料等軽減を行います。
- ② 学校給食費を無償化し、保護者負担の軽減を図ります。
- ③ 高校生年代までのこどもの通院や入院医療費のほか、未熟児の入院養育に必要な医療費など、こどもに関する医療費の軽減を行います。
- ④ 高校生年代までのこどもがいる家庭への児童手当や２０歳までの障害を持つこどもがいる家庭への手当支給を行います。また、ひとり親の生活安定のための手当等の支給を行います。

（４）妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援【シ】

心身ともに健康な妊娠期を過ごし、安心して出産、育児ができるよう、妊娠前、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない支援サービスを行います。

<主な取組・事業>

- ① 命の授業や学校保健委員会等により学校と連携し、児童・生徒・保護者を対象とした健康に関する知識の普及を図ります。また、将来の妊娠、出産のための健康管理を促すようプレコンセプションケアに取り組みます。
- ② 妊産婦健康診査の費用助成や定期的な受診を促すことで、妊産婦の経済的負担や不安の軽減を図り、母子ともに安全安心に産前・産後を過ごせるよう支援を行います。
- ③ 妊婦に対し、妊娠届出時及び出産後の乳児家庭訪問時に妊婦支援給付金を支給する「経済的支援」と、安心して出産・子育てができるように切れ目なく支援を行う「伴走型支援」を一体的に実施します。

- ④ 妊産婦の心身の負担軽減を図るため、産後母子ケア事業や子育て世帯訪問支援事業など適切な支援サービスにつなげます。また、心身の回復を図るための情報提供などを行っています。
- ⑤ 精神疾患を抱えていたり、育児支援者がいなかったりなど、産前や産後の養育支援が必要と予想される特定妊婦に対し、早期から関係機関と連携し支援の強化を図ります。

(5) こどもの健やかな育ちのための保健事業【ス】

こどもの健やかな発育と発達を支援するために、疾病や障害の早期発見、早期支援につなげるとともに、親の不安に寄り添い継続的な支援を行うことで不安の軽減に努めます。

<主な取組・事業>

- ① 各種乳幼児健康診査や健康相談を行い、継続した支援が必要な場合は関係機関と連携を図ります。
- ② 効果的な予防接種を実施し、感染症のまん延防止や疾病予防を図ります。
- ③ 休日における小児一次救急診療を推進するほか、関係機関と連携し、小児医療体制の充実を検討します。

評価指標

指標項目	現状値	目標値
子育て中の保護者が不安感・孤独感が“よくある”“時々ある”と回答した割合の減少	不安感 就学前世帯 47.5% 小学生世帯 61.8%	就学前世帯 45.1% 小学生世帯 58.7%
	孤独感 就学前世帯 30.5% 小学生世帯 27.2%	就学前世帯 29.0% 小学生世帯 25.8%

[設定理由]

子育て世代が過度な不安感・孤独感を抱くことなく子育てが行えるよう、相談体制や必要なサービスにつなげる取組み等を推進することで、子育て世代にとって安心を支える環境につながる。

指標項目	現状値	目標値
子育てをする上で悩んでいることについて“相談した”と回答した割合の増加	就学前世帯 84.8% 小学生世帯 73.4%	就学前世帯 89.0% 小学生世帯 77.1%

〔設定理由〕

こども・子育て世代が心身の健康を保つことができるよう、相談体制や必要なサービスにつなげる取組み等を推進することで、子育て世代にとって安心を支える環境につながる。

施策分野 4 子育て世代の生活と仕事が調和されている

現状と課題

共働き世帯やフルタイムで勤務する家庭の増加に加え、核家族化により育児は父母だけで行う傾向となり、仕事、子育て、生活と現在の子育て世代は大きな負担を抱えていることが伺えます。そのため、就学前児童の教育・保育サービスの利用率や長時間こどもを預けるための需要が高まっています。また、育休取得は父母ともに増加しており、育児休業制度が定着しつつあります。

令和5年に実施した「子ども・子育てに関するニーズ調査」において、子育てについては父母ともに行うとの回答が増加し（図5-3）、男性の育児参加が進んでいる傾向が見られますが、依然として母親が育児の主となっています。また、自己のキャリアを高めるためには、年齢、性別を問わず、安心して働くことができる労働環境が重要です。子育て期において仕事と家事、子育て等が調和され、豊かな生活を送ることができるようにすることが重要です。

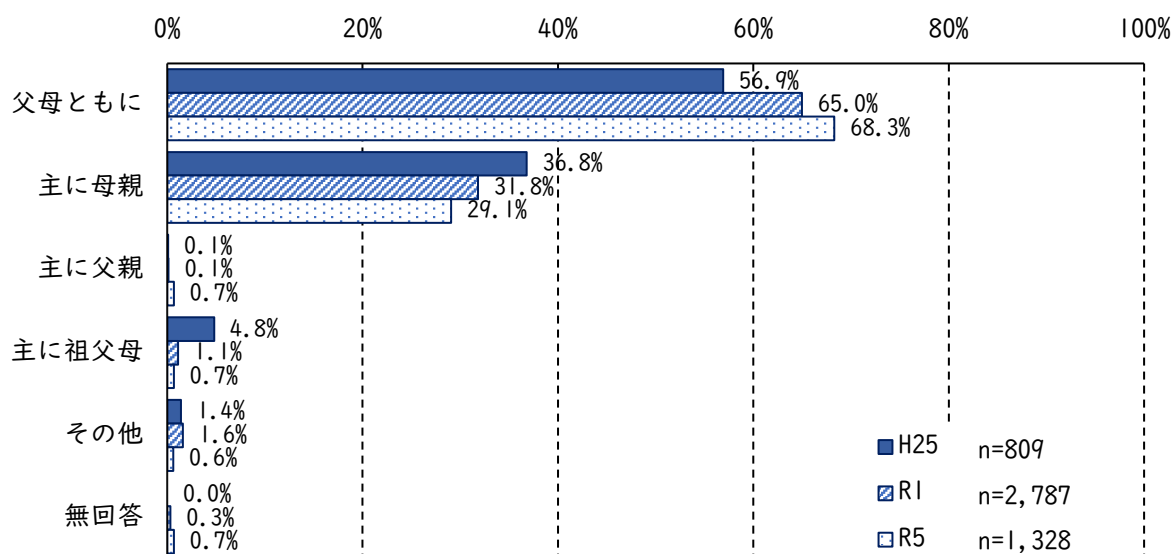


図5-3 子育てを主に担う人

（1）魅力ある労働環境と教育・保育施設の整備【4-1】

若者、なかでも女性が都市部へ流失していることを踏まえると、若者や子育て世代が意欲的に働くことができる場があることが重要です。合わせて、子育て世代が結婚や子育てに関する希望が実現できる環境の整備が必要です。そのため、若者や女性が子育て中でも活躍できる労働環境と、安心してこどもを預けることができる教育・保育の環境を整える

ことが必要です。

（２）生活を豊かにするための時間の確保【４－２】

子育て中でもゆとりを持って豊かな生活を送るためには、仕事と育児だけでなく、自己啓発や自身の心身をリラックスする時間の確保も重要です。男女ともに協力して育児や家事を行う環境の整備や、子育て中でも豊かな生活のための時間が確保されることが必要です。

施策の方向性

（１）幼児教育・保育の充実【セ】

生涯にわたるウェルビーイング（幸せな状態）の向上にとって、こどもの誕生から幼児期までが、最も重要な時期とされていることから、乳幼児が多くの時間を過ごすことになる幼児教育・保育施設の場の確保と質の向上を図ります。

＜主な取組・事業＞

- ① 保育所や認定こども園等の適切な定員管理に努め、待機児童の防止を図ります。
- ② 保育ニーズや施設の老朽度などの状況に応じ、修繕や建て替えなど、施設の長寿命化に係る支援を行います。
- ③ 保育所、認定こども園等での長時間の預かりや、病児・病後児の保育サービス提供を推進します。また、休日・夜間の保育環境整備の検討を進めます。
- ④ 保育所や認定こども園、地域型保育事業の様々な形態の施設が持つ特色や魅力について、分かりやすい情報発信を進めます。
- ⑤ 保育所、認定こども園等の利用について、オンライン申請手続きについての検討を進めます。
- ⑥ 森の保育事業等の、こどもの健やかな成長を支援する取組みを推進します。
- ⑦ 幼児教育・保育に関わる人の人材育成として研修の実施等や、保育士人材バンクによる人材確保により、将来にわたり、保育の質の向上、維持を行います。
- ⑧ 保護者に対して様々な研修機会や情報提供を行い、家庭の教育力を高めます。
- ⑨ すべてのこどもの学びや生活の基礎を育むため、架け橋プログラム等の検討を進め、幼保小の連携に取り組めます。
- ⑩ 障害のあるこどもの保育所、認定こども園等の利用相談において、保護者へ情報を提供します。また、保育所、認定こども園等で障害のあるこどもの受入れ体制の強化を図

るとともに、障害児通所支援事業所と保育所等との連携の取組みを推進していきます。

- ⑩ 保育所、認定こども園等において、こどもの安心・安全を確保した適切な運営が図られるよう助言などを行い、不適切保育の防止に努めます。

（２）意欲的に働くことができる場の創出【ソ】

若者や子育て世代が、将来に希望を感じられるよう、ここで活躍したいと思えるような働く場を創出する取組みを推進します。

＜主な取組・事業＞

- ① 若者の地元就職を促進するため、インターンシップや企業説明会等を実施し、成長の段階に応じた職業観や就業意識の醸成を推進します。
- ② 若者の起業の経営安定を図るため、関係機関と連携した創業支援体制の強化を図ります。

（３）多様な保育サービスの充実【タ】

多様な労働環境、生活状況において、仕事や育児による心身の負担の軽減を図るため、労働以外でもこどもを預けることができるサービスを提供します。また、多様な保育ニーズに応えることができるよう、状況の把握と保育サービスの検討に取り組めます。

＜主な取組・事業＞

- ① 保護者が疾病や出産、冠婚葬祭等の理由や仕事等で、一時的に夜間や休日に不在になる場合、一時的に０歳～小学生までのこどもを預かる、短期入所生活援助事業（ショートステイ）や夜間養護等事業（トワイライトステイ）を実施します。
- ② 生後２か月～小学生までのこどもの通園・通学前後や保護者の外出時の預かり、習い事への送迎などを行う、ファミリー・サポート・センター事業を実施します。
- ③ 保育所や認定こども園等を利用していない生後６か月以上のこどもを、保護者が冠婚葬祭や通院、リフレッシュをしたい時や里帰り出産で保育が必要な場合に、保育所等で一時的に保育を行う一時預かり事業を実施します。
- ④ 保育所等を利用していない、生後６か月から満３歳未満までのこどもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するとともに、子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形で、月一定時間の範囲において保育所等で預かりを行うこども誰でも通園制度を実施します。

（４）共育での推進【チ】

男性が家事、育児、介護などへ参画する環境づくりを進め、男女が互いに協力しながら家事や育児、介護を行う社会づくりを推進します。

子育て中において、こどもとのふれあいや、こどもの病気等で介護が必要な時など、個人の置かれた状況に応じ、男女ともに柔軟な働き方ができ、公正な処遇が確保されることができ環境づくりを進めます。

<主な取組・事業>

- ① 一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを意識し、男女が互いに協力しながら、こどもの成長に関わっていくことができる社会の実現に向けた取組みや啓発を進めます。
- ② 子育て期において、こどものライフステージが変化していく中でも、生活と仕事の両立、こどもとのふれあいなどができるよう、育児休暇制度の定着・促進、短時間勤務制度の普及・啓発などを推進します。

評価指標

指標項目	現状値	目標値
子育て中の生活が“満足”“やや満足”と回答した割合の増加	就学前世帯 60.1%	就学前世帯 63.1%
	小学生世帯 55.4%	小学生世帯 58.2%

〔設定理由〕

子育て世代が魅力ある就労をしながら子育てができていく環境づくりを推進することで、子育て世代の生活と仕事の両立につながる。

指標項目	現状値	目標値
子育てに“楽しさを感じる”“どちらかという楽しさを感じる”と回答した割合の増加	就学前世帯 51.5%	就学前世帯 54.1%
	小学生世帯 47.5%	小学生世帯 49.9%

〔設定理由〕

保護者が子育て中でも豊かな生活を送るための自己の時間が確保できる取組みを推進することで、子育て世代の生活と仕事の両立につながる。

第6章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の

見込み量と確保の方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育施設の整備状況などを総合的に勘案して、「教育・保育提供区域」を設定することとなっています。

本市における現在の教育・保育の利用は、施設の受け入れ年齢や保育時間、勤務先との位置関係等を考慮して利用施設を希望する場合があるほか、保護者による自家用車での送迎や園のバスが広範囲にわたって送迎しているなど、必ずしも小学校区や中学校区などを意識した利用にはなっていない状況にあります。

以上のことから、市域全体で需給バランスを見ながら柔軟に対応することが現実的と考え、市全体をもって一つの提供区域とします。

2 量の見込みの推計

教育・保育事業や子育て支援事業に対する子育て家庭の潜在的なニーズを探ったニーズ調査結果から、国の『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 ver. 2）令和6年10月10日』等に基づき、家庭類型（父親・母親の同居状況や就労状況から家庭の状況を分類したもの）や年齢区分別に「ニーズ量」（量の見込み）を算出します。

量の見込みの算出手順は次のとおりです。

- ① 現在の〔家庭類型〕と、親の就労希望を反映させた「潜在的な家庭類型」の算出
- ② 児童人口の推計（表1）
- ③ 「潜在的な家庭類型」別の将来児童数の算出
- ④ 各事業の利用意向割合
- ⑤ 教育・保育の量の見込み算出、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み算出

→対象事業別に、対象児童数に利用意向割合を掛けて算出

なお、上記の手法により算出したニーズ量が実態と大きくかけ離れる場合は、妥当性を検証したうえで、実績をもとにニーズ量を算出することもあります。

表1 児童人口の推計

単位：人

年齢	R7	R8	R9	R10	R11
0歳	563	552	542	533	522
1歳	564	575	564	554	545
2歳	641	563	574	563	554
3-5歳	2,084	1,990	1,894	1,784	1,706
就学前児童合計	3,852	3,680	3,574	3,434	3,327
低学年（6-8歳）	2,317	2,245	2,147	2,078	1,983
高学年（9-11歳）	2,679	2,566	2,471	2,313	2,241
小学生合計	4,996	4,811	4,618	4,391	4,224

※各年度4月1日の人口。

※コホート変化率法による推計。

3 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容

教育・保育ニーズを適切に把握し、保育所や認定こども園、地域型保育等で安心してこどもを預けることができる環境を整えます。

単位：人

年度		令和5年度（実績）						令和7年度					
年齢		3-5歳	3-5歳	3-5歳	2歳	1歳	0歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	2歳	1歳	0歳
認定		教育 1号	教育・保 育 1号+新 2号	保育 2号	保育 3号	保育 3号	保育 3号	教育 1号	教育・保 育 1号+新 2号	保育 2号	保育 3号	保育 3号	保育 3号
①量の見込み		167	150	1,901	544	540	459	104	180	1,746	545	451	417
確保量	保 育 所・認 定こど も園	474		2,150	533	578	390	446		2,069	567	502	381
	地域型 保育	-	-	-	-	40	19	-	-	-	20	20	19
	企業主 導型保 育	-		17	7	5	5	-		17	7	5	5
	②合計	474		2,167	540	623	414	446		2,086	594	527	405
② - ①		423			▲4	83	▲45	502			49	76	▲12

単位：人

年度	令和8年度						令和9年度					
年齢	3-5歳	3-5歳	3-5歳	2歳	1歳	0歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	2歳	1歳	0歳
認定	教育 1号	教育・保 育 1号+新 2号	保育 2号	保育 3号	保育 3号	保育 3号	教育 1号	教育・保 育 1号+新 2号	保育 2号	保育 3号	保育 3号	保育 3号
①量の見込み	99	172	1,667	479	466	414	95	164	1,586	488	462	412
確保量	保 育 所・認 定こども園	416	2,084	568	504	384	416	2,084	568	504	384	
	地域型 保育	-	-	-	20	20	19	-	-	-	20	19
	企業主 導型保 育	-	17	7	5	5	-	17	7	5	5	
	②合計	416	2,101	595	529	408	416	2,101	595	529	408	
② - ①	579						672	107	67	▲4		

年度	令和10年度						令和11年度					
年齢	3-5歳	3-5歳	3-5歳	2歳	1歳	0歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	2歳	1歳	0歳
認定	教育 1号	教育・保 育 1号+新 2号	保育 2号	保育 3号	保育 3号	保育 3号	教育 1号	教育・保 育 1号+新 2号	保育 2号	保育 3号	保育 3号	保育 3号
①量の見込み	89	154	1,494	479	460	410	85	147	1,429	471	458	407
確保量	保 育 所・認 定こども園	416	2,084	568	504	384	416	2,084	568	504	384	
	地域型 保育	-	-	-	20	20	19	-	-	-	20	19
	企業主 導型保 育	-	17	7	5	5	-	17	7	5	5	
	②合計	416	2,101	595	529	408	416	2,101	595	529	408	
② - ①	780						856	124	71	1		

【量の見込み】

量の見込みは、アンケート調査結果から得られたニーズ量と過去の利用実績に基づいて算出しています。

【確保方策】

0歳児は確保量に不足が生じていますが、保育所等における定員の弾力化において受入れ対応

をします。

1歳児以上においては、需要量に比べ確保量が超過している状態ではありますが、入所希望が市街地の保育所、認定こども園に集中する傾向にあり、市街地の一部で定員不足が生じています。一方で、市街地以外では少子化により入所児童数が減少し、施設によっては定員と入所児童数に大幅な隔たりが生じています。今後、定員適正化を進めるため、公立保育所の定員見直しや統合の検討、民間園の改修時の適正な定員見直し等、現状の教育・保育ニーズに応じた市全体の定員調整を行います。

なお、現在計画されている施設整備等は以下のとおりです。

<令和7年度以降の整備計画等>

令和7年度	認定こども園／1施設 保育所からの移行（定員15人増） 保育所／1施設 定員の見直し（定員30人増） 保育所／5施設 閉園及び定員の見直し（定員130人減）
令和8年度	認定こども園／1施設 改築（定員9人減）

◇◇◇ 用語の説明 ◇◇◇

認定こども園	教育と保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持つ。
地域型保育事業	主に満3歳未満のこどもを対象に行う小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4事業。
企業主導型保育事業	企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置し、国が助成を行う保育事業。 (一定の枠内で地域のこどもも入園可能)
教育・保育給付認定	保護者からの申請を受け、市町村が保育の必要性を認定する仕組み。
1号認定 (教育目的)	こどもが満3歳以上で、幼稚園・認定こども園での教育を希望する場合に取得する認定区分。 ※1号認定で施設を利用しており、保育を必要とする事由に該当する場合は、施設等利用給付認定を受けることが可能。 5歳児・4歳児・3歳児のこども …新2号認定 満3歳児で、かつ市民税非課税世帯のこども …新3号認定
2号認定 (保育目的)	こどもが満3歳以上で、保育を必要とする事由に該当し、保育所・認定こども園での保育を希望する場合の認定区分。
3号認定 (保育目的)	こどもが満3歳未満で、保育を必要とする事由に該当し、保育所・認定こども園のほか地域型保育での保育を希望する場合の認定区分。
保育を必要とする事由	次のいずれかに該当する場合。 就労／妊娠、出産／保護者の疾病、障害／同居又は長期入院等をしている親族の介護、看護／災害復旧／求職活動／就学／虐待やDVのおそれがあること／育児休業取得中に、既に保育を利用しているこどもがいて継続利用が必要であること／上記に類する状態として市が認める場合

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

(1) 利用者支援事業

こどもや保護者、妊娠中の方等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようにサポートする事業です。子育て家庭のニーズを把握し、情報の提供や集約、相談対応、利用支援・援助を行うほか、子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携体制づくりも行います。

〔基本型〕 こども家庭センター1か所

主として、地域子育て支援拠点等身近な場所で、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設で実施する事業

単位：か所

	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1	1
②確保量	1	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0	0
実績値	1					

〔こども家庭センター型〕 こども家庭センター1か所

妊産婦や子育て世帯に対して面接や訪問等によるソーシャルワーク業務を行い、心身の状態やニーズを把握した上で、支援プランを作成する事業

単位：か所

	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1	1
②確保量	1	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0	0
実績値	1					

【量の見込み】

本市では、鶴岡市総合保健福祉センターにこめふるに、子育て支援業務を集約し、総合的な相談窓口として「こども家庭センター」を設置しており、今後もこの体制を継続していく予定のため、上記のとおり見込んでいます。

【確保方策】

現在、こども家庭センターにおいてこどもや保護者、妊娠中の方等のニーズを把握し、地域の子育て支援事業や相談対応を行っているため確保量を見込み量と同数で設定しています。

引き続き、ニーズに応じた支援ができるよう、事業の実施方法などについて情報収集や研究を進め、関係課や関係機関と連携を図ります。

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

認定こども園・保育所等で、保護者の就労状況等により保育標準時間（11時間）を超える保育が必要な場合、保育時間を延長して乳幼児の保育を行います。

単位：人（実人数）

	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	716	653	630	617	598	584
②確保量	716 (26 か所)	653	630	617	598	584
②－①	0	0	0	0	0	0
実績値	562 (26 か所)					

【量の見込み】

アンケート調査結果から得られたニーズ量と過去の利用実績に基づいて算出しています。

【確保方策】

保護者の開所時間延長需要等を踏まえ、適切な職員配置ができるように今後も支援を継続することで、見込み量に対して確保していきます。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により日中家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。

単位：人（支援単位数）

		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	小1	－	470	470	473	470	471
	小2	－	463	464	467	463	464
	小3	－	453	453	456	453	454
	低学年計	1,201	1,386	1,387	1,396	1,386	1,389
	小4	－	304	304	306	304	304
	小5	－	257	258	259	257	258
	小6	－	160	160	162	160	160
	高学年計	840	721	722	727	721	722
	合計	2,041	2,107	2,109	2,123	2,107	2,111
②確保量		2,030	2,107	2,109	2,123	2,107	2,111
（支援単位数）		(42)	(43)	(43)	(43)	(43)	(43)
②－①		▲11	0	0	0	0	0
実績値		2,031					
（支援単位数）		(42)					

【量の見込み】

アンケート調査結果から得られたニーズ量と過去の利用実績に基づいて算出しています。

【確保方策】

ニーズは引き続き増加傾向であることから、学校の余裕教室の活用、新施設の整備等により狭隘化の解消を図るとともに必要量の確保に努め、さらに放課後児童クラブのない学区での実施も検討することで、見込み量に対する支援単位数を確保していきます。

(4) 子育て短期支援事業

■ショートステイ 実施施設：鶴岡乳児院、七窪思恩園

保護者の疾病等により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、宿泊を伴う一時的な保護を行います。

単位：人日

	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	61	55	53	52	51	50
②確保量	61	55	53	52	51	50
②－①	0	0	0	0	0	0
実績値	28					

【量の見込み】

アンケート調査結果から得られたニーズ量と過去の利用実績に基づいて算出しています。

【確保方策】

今後も支援を必要とする世帯が適切に利用できるように、関係課や関係機関と連携を図るとともに、支援体制維持のため委託機関の確保に努めます。

■トワイライトステイ 実施施設：鶴岡乳児院、七窪思恩園

保護者が仕事等で、夜間又は休日不在となるため、児童を養育することが困難となった場合に、児童福祉施設等において、夕方から夜まで児童を預かり、生活指導、夕食の提供等を行います。

単位：人日

	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	9	30	29	28	27	26
②確保量	9	30	29	28	27	26
②－①	0	0	0	0	0	0
実績値	19					

【量の見込み】

アンケート調査結果から得られたニーズ量と過去の利用実績に基づいて算出しています。

【確保方策】

今後も支援を必要とする世帯が適切に利用できるように、関係課や関係機関と連携を図るとともに、支援体制維持のため委託機関の確保に努めます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や健康状態・養育環境等の把握を行い、育児不安の解消につなげます。

単位：人（実人数）

	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	627	563	552	542	533	522
②確保量	627	563	552	542	533	522
②－①	0	0	0	0	0	0
実績値	587					

【量の見込み】

児童人口の推計に基づいて算出した0歳児の人数としています。

【確保方策】

地区担当保健師又は助産師が、子育て世帯の孤立防止や育児不安解消のため、乳児のいる全ての家庭を訪問しており、今後も継続することで、想定する必要量を充足する見込みであるため、確保量を見込み量と同数で設定しています。

今後も対象家庭の全戸訪問、早期訪問に努めます。

(6) 養育支援訪問等事業

■養育支援訪問事業（出前保育）

妊娠や子育てに不安を抱えている保護者や、養育への支援が特に必要な家庭に対して、保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の養育能力の向上を図ります。

単位：人回

	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	220	150	143	139	133	129
②確保量	220	150	143	139	133	129
②－①	0	0	0	0	0	0
実績値	92					

【量の見込み】

過去5年間の実績と人口減少率（0～5歳の令和5年度比）から算出しています。

【確保方策】

養育支援が必要と認められる家庭に継続的に訪問し、指導・助言を行う職員体制を維持することで、想定する必要量を充足する見込みであるため、確保量を見込み量と同数で設定しています。

今後も、相談対応や育児の支援を行うことで、家庭の抱える養育上の課題解決、軽減を図ります。

■子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整関係職員やネットワーク構成員の専門性の強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを実施します。

参考）令和５年度実績 …代表者会議、実務者会議６回、研修会（講演会）、広報啓発活動、個別ケース検討会議等３８回

（７）地域子育て支援拠点事業

（地域子育て支援センター、子育て広場まんまルーム、児童館ほか）

公共施設や保育園など身近な地域に、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談対応、情報の提供、助言その他の援助を行います。

単位：人回

	令和５年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	28,969	17,669	16,880	16,394	15,752	15,261
②確保量 (施設数)	28,969 (20)	17,669 (20)	16,880 (20)	16,394 (20)	15,752 (20)	15,261 (20)
②－①	0	0	0	0	0	0
実績値 (施設数)	19,371 (20)					

【量の見込み】

アンケート調査結果から得られたニーズ量と過去の利用実績に基づいて算出しています。

【確保方策】

児童人口の推計に基づいて算出した量の見込みに対し既存の施設数と体制を維持することで想定する必要量を充足する見込みであるため、確保量を見込み量と同数で設定しています。

今後も身近な仲間づくりの場として周知を図りつつ、適切な運営に努めます。

(8) 一時預かり事業

■一時預かり（幼稚園型）

保護者の就労や心理的・身体的支援への要望に基づき、認定こども園において、教育時間の前後または長期休業日等に在園する園児を一時的に預かります。

単位：人日

	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 合 計	30,750	39,135	37,390	35,661	34,347	33,275
1号認定	3,450	1,695	1,614	1,549	1,483	1,451
1号+新2号認定	27,300	37,440	35,776	34,112	32,864	31,824
②確保量	30,750	39,135	37,390	35,661	34,347	33,275
②－①	0	0	0	0	0	0
実績値	32,157					

【量の見込み】

アンケート調査結果から得られたニーズ量と過去の利用実績に基づいて算出しています。

【確保方策】

教育時間外の保育需要等を踏まえ、適切な保育体制を確保できるように今後も支援を継続することで、ニーズ量に見合った量を確保していきます。

■一時預かり（一般型）

保護者の病気等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するため、乳幼児を保育所等で一時的に預かります。

単位：人日

	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,689	1,424	1,381	1,322	1,280	1,247
②確保量	1,689	1,424	1,381	1,322	1,280	1,247
②－①	0	0	0	0	0	0
実績値	1,168					

【量の見込み】

アンケート調査結果から得られたニーズ量と過去の利用実績に基づいて算出しています。

【確保方策】

支援を必要とする家庭が利用できるとともに、保育体制を維持できるよう、今後も支援を継続することで、ニーズ量に見合った量を確保していきます。

(9) 病児保育事業

病児について、保育所等内や、付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を実施します。

単位：人日

	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3,818	3,483	3,359	3,290	3,191	3,114
②確保量 合計	3,500	3,483	3,359	3,290	3,191	3,114
病児・病後児	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
体調不良児他	2,000	1,983	1,859	1,790	1,691	1,614
②－①	▲318	0	0	0	0	0
実績値	4,033					

【量の見込み】

アンケート調査結果から得られたニーズ量と過去の利用実績に基づいて算出しています。

【確保方策】

病児・病後児については、定員5名×年間300日＝1,500人を確保量としています。体調不良児については、過去の利用実績に基づいて算出しています。

事業関係者と連携を図りつつ、保健的な体制を継続できるように支援し、ニーズに適切に対応していきます。

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かり等の援助を受けることを希望する子育て中の保護者会員（おねがい会員）と、当該援助を行うことを希望する会員（まかせて会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。子どもの送迎や一時預かりサービスなどの育児援助活動が行われています。

単位：人日

	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 合計	1,391	1,289	1,237	1,187	1,127	1,081
うち就学児	748	748	714	664	618	585
うち未就学児	643	541	523	523	509	496
②確保量	1,391	1,289	1,237	1,187	1,127	1,081
②－①	0	0	0	0	0	0
実績値	968					

【量の見込み】

児童人口の推計値と過去の利用実績、アンケート調査結果から得られたニーズ量に基づいて算出しています。

【確保方策】

児童数は減少していますが、反面、共働き家庭やひとり親家庭の増加等で利用者数（おねがい会員）の増加も考えられます。今後もニーズを的確に把握・分析し、支援を必要とする家庭が円滑に利用できるように広報・周知を充実させるとともに、体制維持のためまかせて会員の確保に努めます。

(11) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

単位：人回

	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	7,819	7,076	6,935	6,810	6,693	6,560
②確保量	7,819	7,076	6,935	6,810	6,693	6,560
②－①	0	0	0	0	0	0
実績値	6,450					

【量の見込み】

児童人口の推計に基づいて算出した0歳児の人数と、過去の利用実績から算出しています。

【確保方策】

妊娠届出をした全ての妊婦に受診券を交付するとともに、安心・安全な出産のため産科医療機関と連携し受診の勧奨を行い、想定する必要量を充足する見込みであるため、確保量を見込み量と同数で設定しています。

今後も現在の体制を維持し、当該事業の啓発、受診率の向上に努めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

教育・保育給付認定を受けた子どもの保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育サービスで必要となる日用品や行事参加等の実費負担分について、市が定める基準に従い費用助成を行います。

単位：人（実人数）

	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10	10	10	10	10	10
②確保量	10	10	10	10	10	10
②－①	0	0	0	0	0	0
実績値	10					

【量の見込み】

現状から量を見込んでいます。

【確保方策】

今後も現在の体制を維持していきます。

(13) 多様な主体が保育事業に参入することを促進するための事業

新規の事業者が円滑に保育事業を実施できるように、情報提供、助言、その他の支援を行い、地域ニーズに即した保育事業の拡充を図ります。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に、ヘルパーによる家事支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、安定した日常生活を送るための支援を行います。

令和4・5年度は「養育支援訪問支援事業」として実施していたもので、令和6年度から対象者や内容を一部変更して実施しています。

単位：人日

	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	96	209	203	197	191	185
②確保量	96	209	203	197	191	185
②－①	0	0	0	0	0	0
実績値	65					

【量の見込み】

児童人口の推計に基づいて算出した0～17歳児の人数と、過去の利用実績から算出しています。

【確保方策】

支援が必要な世帯が家庭や養育環境を整え、安定した日常生活が送れるように、関係課や医療機関と連携し事業を進めることで、想定する必要量を充足する見込みであるため、確保量を見込み量と同数で設定しています。

今後も現在の支援体制を維持するため委託機関の確保に努めます。

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保証と健全な育成を図ります。

単位：人

	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	-	-	45	44	42	41
②確保量	-	-	45	44	42	41
②－①	-	-	0	0	0	0
実績値	-					

令和7年度は準備期間とし、令和8年度以降の実施を計画します。

【量の見込み】

児童人口の推計に基づいて算出した6～17歳児の人数と、不登校数や要保護要支援児童数を参考に算出しています。

【確保方策】

ニーズを適切に把握するとともに、地域ニーズに即した事業が展開できるように、関係課や関係機関と連携した支援体制を構築して委託機関の確保に努めます。

(16) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みを抱えている保護者及びその児童に対し、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

単位：人

	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	-	-	68	66	64	62
②確保量	-	-	68	66	64	62
②－①	-	-	0	0	0	0
実績値	-					

令和7年度は準備期間とし、令和8年度以降の実施を計画します。

【量の見込み】

児童人口の推計に基づいて算出した0～17歳児の人数と、相談対応数の実績から算出しています。

【確保方策】

関係課や関係機関と連携し、支援体制の構築を図ります。また支援が必要な親子が利用できるように周知を工夫する他、継続した相談支援をしている方へ声掛けを行います。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦支援給付金と一体的に面談等による状況把握や情報提供、相談支援を行うことにより、全ての妊婦が安心して出産・子育てができる環境整備を図ります。

単位：回

	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,129	1,136	1,136	1,136	1,136	1,136
②確保量	1,129	1,136	1,136	1,136	1,136	1,136
(こども家庭センター)	1,129	1,136	1,136	1,136	1,136	1,136
(上記以外)	0	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0	0
実績値	1,034					

【量の見込み】

妊娠届出推計に基づいて算出した妊婦人数と、過去の実績から算出しています。

【確保方策】

すべての妊婦が確実に妊婦支援給付金を受け取り、安心して出産・子育てができるよう、産科医療機関や関係課と連携し周知を徹底することで、想定する必要量を充足する見込みであるため確保量を見込量と同数で設定しています。

(18) 乳児等通園支援事業

保護者の就労要件を問わず、全ての子育て家庭の未就園児を対象に、一人あたり月10時間まで柔軟な保育を実施します。

[0歳児]

単位：利用定員数

	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	-	2	13	13	12	12
②確保量	-	2	13	13	12	12
②-①	-	0	0	0	0	0
実績値	-					

[1歳児]

単位：利用定員数

	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	-	2	7	7	7	7
②確保量	-	2	7	7	7	7
②-①	-	0	0	0	0	0
実績値	-					

[2歳児]

単位：利用定員数

	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	-	2	5	5	5	5
②確保量	-	2	5	5	5	5
②-①	-	0	0	0	0	0
実績値	-					

令和7年度は試行、令和8年度から本格実施を見込んでいます。

【量の見込み】

こども家庭庁「令和7年度以降の整備量見込み調査」作成要領に基づき、未就園児童数の推計を基に必要定員数を算出しています。

【確保方策】

見込み量に対して充足できるように、制度開始までに保育施設と調整を進めるとともに、実施施設の拡大に努めます。

(19) 産後ケア事業

支援が必要な産婦に、産科医療機関等において、心身のケアと情緒的サポート及び育児支援、乳児のケアを行うことにより、産婦の負担軽減と不安の解消を図ります。

単位：人日

	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	18	37	37	37	37	37
②確保量	18	37	37	37	37	37
②－①	0	0	0	0	0	0
実績値	36					

【量の見込み】

推計産婦数と過去の利用実績から算出しています。

【確保方策】

今後も支援を必要とする産婦が適切に利用できるよう、委託機関の確保や連携により支援体制維持に努めます。

5 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(1) 教育・保育の一体的提供

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、就学前の子どもに幼稚園教育・保育を提供し、地域における子育て支援等の機能も備える施設です。本市では保護者の働き方の多様化や共働きの浸透を受けて、保育利用を希望する児童数は増加傾向にあります。このため、地域の実情に応じて、保護者が安心して働ける環境基盤を整えるため、保育需要を見極めながら、市全体の定員適正化の検討を進めます。

認定こども園に移行する際に施設整備を伴う場合は、地域の教育・保育ニーズも踏まえたうえで施設整備補助など施設整備に係る支援を行います。

(2) 質の高い幼児教育・保育の提供

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることを踏まえ、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安

定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれるような幼児教育・保育を提供していきます。

また、質の高い幼児教育・保育を提供するため、幼稚園教諭や保育士等の資質向上や人材確保の取組みを推進します。

【専門性の向上】

障害のあるこどもや特別な支援を要するこどもについて、特性や成長に合わせた支援を実施していくため、職員の専門性の向上を図るとともに、専門機関との連携を強化します。

【研修】

幼稚園教諭と保育士が幼児教育・保育についての課題を共有できる合同研修の開催などを支援します。

【評価】

自らの教育・保育について職員間で振り返る自己評価を、組織的かつ断続的に取り組む過程で、質の向上が図られます。また、評価の客観性を高めるため、外部評価と組み合わせて実施していくことを推進します。

【処遇改善】

国の制度等を活用し、教育・保育に関わる職員の処遇改善を進めます。

【人材確保】

保育士人材バンクの活用により、教育・保育を担う人材を確保します。

（３）教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設は、保育所、認定こども園ですが、供給が不足しがちな３歳未満児の保育を提供する地域型保育事業もあります。この地域型保育事業は、定員１９人までの少人数規模で０～２歳児の保育事業であることから、幼稚園や保育所、認定こども園と連携することを定めており、連携施設は、保育内容の支援や３歳児以降の受け皿の役割を担っています。

こうしたことから、地域型保育事業を利用したこどもが、安心して新しい園生活がスタートできるように、教育・保育施設と地域型保育事業者の十分な情報共有と連携強化を推進します。

（４）保育所及び認定こども園と小学校との連携

乳幼児期の教育・保育（保育所、認定こども園等）と学童期の教育（小学校）が、それぞれの

役割のもとに連携し、こどもの発達や学びの連続性を確保することが重要です。

園児の就学にあたり、小学校区ごとに幼保小連絡協議会を開催し、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校の職員らが子ども同士の交流や職員の交流を通じて相互理解を進めるとともに、情報共有、意見交換の機会を設けたりするなど、スムーズな就学支援に取り組んでいきます。

このほか、幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続を目指し、研修会なども開催するとともに、架け橋プログラム等の検討を進め、幼保小の連携に取り組めます。

(5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化に伴って、保育園、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」の実施に当たっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行うとともに、必要に応じて、給付方法や事務手続きの見直しを行います。

また、認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育を利用する方、認可外保育施設等を利用する方の子育てのための施設等利用給付について、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ実施します。

さらに、給付の対象施設である特定子ども・子育て支援施設等の運営状況や監査状況等の情報提供、確認や指導監督等については、山形県と連携や情報共有を図りながら、適正に取り組めます。

6 放課後児童の居場所づくりの推進

(1) 放課後児童対策について

国では、共働き家庭等の児童のために、放課後等の居場所を確保し、次代を担う人材を育成するために、全ての児童が放課後等を安全に安心して過ごし、多様な体験、活動を行うことができるよう総合的な放課後対策を講じる必要があるとして、平成26年に「放課後子ども総合プラン」平成30年に「新・放課後こども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブの受け皿を全国152万人分まで拡大する目標を掲げ放課後対策に取り組んできました。また、近年女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭の児童数の増加が見込まれ、放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況になっています。子ども・子育て政策を抜本的に強化するため令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」における「加速化プラン」においても、全ての子どもが放課後を安全に安心して過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の拡充が喫緊の課題で

あるとして、早期に放課後児童クラブの受け皿を拡大することとしています。

こうした国の施策に基づき、本市では、令和6年3月に策定した「第2次鶴岡市総合計画後期計画」において、5つの加速化アクションの中の一つとして、「若者、子育て世代に選ばれるまちづくり」を掲げ、その実現に向け、放課後の子どもの遊びや生活の場づくりのため、老朽化、狭隘化等が進む放課後児童クラブを新たに整備することとしています。

（２）放課後児童クラブの整備について

本市では21の放課後児童クラブが学校の余裕教室や市の普通財産・民有施設等を利用して運営されています。市内児童数が減少する中、放課後児童クラブの登録児童数は増加しており、施設の定員数を超過している状況となっています。そうした中、施設の老朽化と登録児童数の増加による狭隘化の解消が喫緊の課題となっていることから、計画的に施設整備を進めるため、こどもが安全に安心して生活できる場を確保することを基本方針とした整備計画を定め、緊急度の高い施設から順次整備の検討を進めています。

■既存施設の老朽化への対応

○実施場所となる施設の老朽化や耐震性に課題がある場合は、施設の改修、改築を検討します。

■放課後児童クラブの登録児童数の増加に対する実施場所の確保

○実施場所の専有面積が基準（児童1人当たり1.65㎡以上）を下回る場合は、施設の増設や移設、分割を検討します。

■放課後児童クラブのない小学校区での実施検討

○現在、放課後子ども教室を実施している小学校区では、放課後児童クラブのない学区もあります。地域の実情等を踏まえ、必要に応じて実施を検討します。

第7章 計画の推進について

1 計画の推進

本計画の実現にあたっては、市の関係部署が連携しての全庁的な取組み・サービス提供体制の充実はもとより、県や公的機関をはじめ、家族、地域、子育てサークル、教育・保育施設の事業者、学校、民間企業、ボランティア等の理解と協力が不可欠です。そのため、これらの関係機関等と連携して、より多くの方の意見を取り入れながら、社会全体でこども・子育て支援を推進していきます。

またその際は、計画の広報にも力を入れ、こども・子育て支援は社会全体の課題であり、市民各層が協力して進めていかなければならないと捉えていただけるような機運の醸成に力点をおいて周知していきます。

こども基本法では、こども・若者が関わる幅広い分野の施策において、こども・若者の意見を反映することが求められています。本計画の推進にあたっても、こども・若者の最善の利益を実現することを目指し、こども・若者の意見聴取と施策への反映を進めていきます。

2 進捗管理

計画の進捗管理については、計画の実効性を高める観点から、基本的にPDCAマネジメントサイクルに基づいて行うこととし、まず本計画に定められた目標に向かって、各種事業を実施し、計画通りに実行できたかを、客観的・数値的根拠をもって、事業ごとに分析、点検、評価し、定期的に進捗状況を管理していきます。そのうえで、事業の成果や課題について、事業内容の見直しを含め整理するとともに、把握した進捗状況を毎年度鶴岡市児童福祉審議会に報告し、意見・評価を伺いながら本計画の進行管理を行っていきます。

また、本計画に設定した「指標」についても、狙いどおりの効果が上げられたかの達成状況を定期的に検証します。指標が達成された場合は、さらに高い目標を設定する、あるいは事業を終了するなどの選択を検討することになりますし、また、未達成の場合は、事業の手法の見直しや、計画の体系図や指標内容の修正を検討する必要があります。

このような検証によって計画自体を修正すべき点が見えてきた場合は、計画の一部見直しを行い、引き続き計画の推進を図ってまいります。

資料

作 成 中

つるおかし こどもプラン（令和7年 月）

編集 鶴岡市健康福祉部子育て推進課

発行 鶴岡市

〒997-8601 山形県鶴岡市馬場町9番25号

Tel 0235-25-2111（代表）